

I. インド (India)

＜目次 ～インド～＞

第1章 市場環境の特徴	3
第2章 金融制度概要	4
1. 金融機関の種類	4
(1) 指定商業銀行 (scheduled commercial banks)	5
① 公的銀行部門－インドステイト銀行 (State Bank of India)	5
② 公的銀行部門－国有銀行 (nationalized banks)	6
③ 民間銀行部門－民間銀行 (Private Sector Banks)	7
④ 民間銀行部門－外国銀行 (foreign banks)	8
(2) 地域銀行 (Local Area Banks, LABs) ・ 地域農村銀行 (Regional Rural Banks, RRBs)	9
(3) 協同組合信用機関 (Credit Co-operatives)	10
(4) ノンバンク (Non-Banking Financial Companies, NBFCs)	10
(5) 全インド金融機関 (All India Financial Institutions, AIFIs)	11
2. 監督官庁と指導体制	11
3. インドの金融制度の特徴	12
4. 預金保険制度の枠組み	13
5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制	14
第3章 郵便貯金の概要	16
1. 郵便貯金銀行の設立目的・沿革概要	16
2. 組織・経営形態	16
(1) 経営形態	16
(2) 金融サービス提供の形態	18
(3) 窓口取扱時間	19
3. 主な業務内容	20
(1) 預金業務概要	20
(2) 資金運用方法	22
(3) 貸付業務概要	22
(4) 送金・決済業務概要	23
(5) 国際業務概要	23
(6) 付随業務概要	23
4. 会計基準と財務諸表	24
第4章 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴	25
1. 郵便貯金銀行	25
(1) 郵便貯金銀行の特徴	25
(2) 金融市場の中での郵便貯金銀行の競争力	25
2. 地域農村銀行	26
(1) 地域農村銀行の特徴	26
(2) 金融市場の中での地域農村銀行の競争力	27
(3) マハラシュトラ・グラミン銀行 (Maharashtra Gramin Bank)	28
3. 協同組合信用機関	29
(1) 協同組合信用機関の特徴	29
(2) 金融市場の中での協同組合信用機関の競争力	29
4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け	29
5. 家計の金融資産・負債の動向	30
(1) 預金等の受入れ (商品、預金残高)	31
(2) 資金の貸付等 (商品、融資残高)	31
第5章 最近の金融動向と今後の展望	32
1. 最近の金融動向	32
(1) マイクロファイナンス機関に対する規制の動向	32
(2) 金融包摂政策 「Jan-Dhan Yojana」	33
(3) 新銀行設立	34

(4)	金融関連法案.....	38
①	ブラックマネー関連.....	38
②	租税回避関連.....	38
(5)	不良債権問題.....	39
(6)	ノンバンク問題.....	41
2.	最近の金融動向（フィンテック、キャッシュレス化、モバイル決済）.....	41
3.	郵便貯金の今後の動向.....	44
(1)	新たな個人金融サービスの提供の動向.....	44
(2)	郵便総局による「All-Women-Bank」の設立構想.....	44
(3)	郵便総局による支払銀行設立.....	44
<出所資料一覧>.....		47

＜略語集＞

略語	原語（英語）	日本語訳
AIFIs	All India Financial Institutions	全インド金融機関
BFSPL	Bandhan Financial Services	バンダン・フィナンシャル・サービスズ
CBS	Core Banking Solution	コア・バンキング・ソリューション
CGCI	Credit Guarantee Corporation of India	インド信用保証公社
DIC	Deposit Insurance Corporation	預金保険公社
DICGC	Deposit Insurance and Credit Guarantee Corporation	預金保険信用保証公社
DIF	Deposit Insurance Fund	預金保険基金
DMFC	District Micro-Finance Committee	地方マイクロファイナンス委員会
DoP	Department of Posts	郵便総局
EXIM Bank	Export Import Bank of India	インド輸出入銀行
FATCA	Foreign Account Tax Compliance Act	外国口座税務コンプライアンス法
IDS	Income Declaration Scheme	所得申告スキーム
IGA	Inter-Governmental Agreement	政府間協定
iMO	Instant Money Order	即時送金サービス
IMPS	Immediate Payment Service	即時決済サービス
IPPB	India Post Payment Bank	インディア・ポスト支払銀行
LABs	Local Area Banks	地域銀行
MoF	Ministry of Finance	財務省
MSMEs	Micro, Small and Medium Enterprises	零細・中小企業
NABARD	National Bank for Agriculture and Rural Development	全国農業農村開発銀行
NBFCs	Non-banking Financial Companies	ノンバンク
NBFCs-D	Deposit-taking NBFCs	預金受入型ノンバンク
NBFCs-ND	Non deposit-taking NBFCs	非預金受入型ノンバンク
NBFCs-ND-SI	Non-deposit taking systemically important NBFCs	システム上重要な非預金受入型ノンバンク
NHB	National Housing Bank	全国住宅銀行
NPCI	National Payment Corporation of India	インド決済公社
NPS	National Pension System	国民年金システム
PIB	Public Investment Board	公共投資委員会
PLI	Postal Life Insurance	郵便生命保険
PMJDY	Pradhan Mantri Jan-Dhan Yojana	首相による人民の富計画
POSB	Post Office Savings Bank	郵便貯金銀行
RBI	Reserve Bank of India	インド準備銀行
ROR	Resident and Ordinary Resident	通常の居住者
RPLI	Rural Postal Life Insurance	地方郵便生命保険
RRBs	Regional Rural Banks	地域農村銀行
SBI	State Bank of India	インドステイト銀行
SHG	Self-help group	共助グループ
SIDBI	Small Industries Development Bank of India	インド小企業開発銀行
STT	securities transaction tax	証券取引税

UPI	Unified Payment Interface	統一決済インターフェース
WOS	Wholly Owned Subsidiary	100%出資の子会社
WUFS	Western Union Financial Services	ウェスタン・ユニオン社

第1章 市場環境の特徴

図表 1: インドの概要

分類	項目	
一般事情	面積	328万7,469平方キロメートル(2011年、中パとの係争地含む)
	人口	13億5,177万人(2019年、IMF推計)
	首都	ニューデリー
	民族	インド・アーリア族、ドラビダ族、モンゴロイド族等
	言語	連邦公用語はヒンディー語、他に憲法公認語が21
	宗教	ヒンドゥー教79.8%、イスラム教14.2%、キリスト教2.3%、シク教1.7%、仏教0.7%、ジャイナ教0.4%
	在留邦人数	9,838人(2018年10月)
政治体制・内政	政体	共和制
	元首	ラーム・ナート・コウヴィンド大統領
	議会	二院制(上院250議席、下院545議席)
	首相	ナレンドラ・モディ
経済	主要産業	農業、工業、鉱業、IT産業
	GDP	2兆9,356億ドル(2019年、IMF推計)
	1人あたりGDP	2,172ドル(2019年、IMF推計)
	実質GDP成長率	6.1%(2019年、IMF推計)
	通貨	ルピー。1ドル=71.27ルピー、1ルピー=1.54円(2019/12/31)



(出所) IMF、外務省等をもとに作成

図表 2: インドの主要経済指標

	単位	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
人口	万人	116,721	118,400	120,066	121,720	123,359	124,982	126,626	128,292	129,980	131,690	133,422	135,177
名目GDP	億米ドル	12,241	13,654	17,085	18,231	18,276	18,567	20,391	21,036	22,898	26,522	27,187	29,356
1人あたりGDP(名目)	ドル	1,049	1,153	1,423	1,498	1,482	1,486	1,610	1,640	1,762	2,014	2,038	2,172
実質GDP成長率	%	3.9	8.5	10.3	6.6	5.5	6.4	7.4	8.0	8.2	7.2	6.8	6.1
消費者物価上昇率	%	9.1	12.3	10.5	9.5	10.0	9.4	5.8	4.9	4.5	3.6	3.4	3.4
経常収支	GDP比%	-2.3	-2.8	-2.8	-4.3	-4.8	-1.7	-1.3	-1.1	-0.6	-1.8	-2.1	-2.0
財政収支	GDP比%	-9.0	-9.5	-8.6	-8.3	-7.6	-7.0	-7.1	-7.2	-7.1	-7.0	-6.4	-7.5
政府債務	GDP比%	72.7	71.1	66.0	68.3	67.7	67.4	66.8	68.8	67.7	67.8	68.1	69.0

(出所) IMF "World Economic Outlook October 2019"を基に作成

第2章 金融制度概要

インドにおける銀行の主要根拠法は「1949年銀行規制法」(Banking Regulation Act, 1949)である。同法において、「貸付又は投資をするために、公衆から、払戻請求により払戻しができ、又は小切手等により引落としができる預金の受入れを行うこと」が「バンキング (banking)」と定義され、バンキング業務を実施する会社が銀行 (banking companies) と定められている¹。

1. 金融機関の種類

インドの銀行等の業態分類は図表3の通りである。

図表3：銀行等の業態分類（2019年3月末）

業態 (英名・機関数)			総資産 (シェア*)	預金残高 (シェア*)	根拠法	特徴	
銀行部門 (Banking Sector・97,937)	指定商業銀行 (Scheduled Commercial Bank・87)	公的銀行部門(Public Sector Banks・20)	インドステイト銀行 (State Bank of India・1)	36,809 (22.3%)	29,114 (22.7%)	1949年銀行規制法	1994年銀行会社法(Banking Companies Act)により、公的銀行の政府保有株式の放出が規定された。49%まで民間所有が可能 従来の伝統的民間銀行 (14行)と1993年以降に設立された新民間銀行(8行)からなる。公的銀行と同一の商品やサービスを提供 1行当たりの規模が小さく、支店開設数・地域等に制限がある 財務省の提言により1996年に創設された地方部の民間銀行
		民間銀行部門(Private Sector Banks・67)	国有銀行 (Nationalized Bank・19)	64,820 (39.2%)	55,748 (43.4%)		
			民間銀行 (Private Sector Banks・22)	52,979 (32.1%)	37,700 (29.4%)		
			外国銀行 (Foreign Banks・45)	10,568 (6.4%)	5,819 (4.5%)		
	地域銀行(Local Area Banks・3)			9	8	1949年銀行規制法、 1976年地域農村銀行法	農業等投資のため、中央政府によって設立 1900年代初期から展開されている都市部のマクロレンディング機関 1949年銀行規制法、協同組合法(州法) 1900年代初期から展開されている農村部のマクロレンディング機関。顧客は個人事業主が多い 中小企業や小規模農家など、他の銀行が提供していない経済部門に財政的介入をするために、預金や貸付に関する銀行業務を提供する機関
	地域農村銀行(Rural Rural Banks・45)			5,558	4,344		
	協同組合信用機関 (Credit Cooperatives・97,792)	都市協同組合銀行(Urban Co-operative Bank・1,544)	5,992	4,843			
		農村協同組合信用機関(Rural Co-operative Credit Institutions・96,248)	10,551	5,948			
小規模金融銀行 (Small Finance Banks・10)			989	557	1949年銀行規制法		
ノンバンク金融機関 (Non-banking Financial Institutions・9,667)	ノンバンク(Non-banking Finance Companies・9,642)	預金受入型(NBFCs-D・82)	3,460	N/A	会社法	預金受入か貸付のいずれか片方のみを行う等銀行業に含まれない業務を行う与信機関	
		非預金受入型(NBFCs-ND・9,461)	19,300	N/A			
		住宅金融会社(HFCs・99)	N/A	N/A			
	全インド金融機関(All India Financial Institutions・4)	全国農業農村開発銀行(NABARD)	8,336(4行合計)	3,369(4行合計)	個別設立法	主に長期の国策融資を行う政府開発機関	
		インド輸出輸入銀行(EXIM Bank)					
		全国住宅銀行(NHB)					
		インド小企業開発銀行(SIDBI)					
	プライマリーディーラー (Primary Dealers・21)	銀行型(Bank-PDs・14)	N/A	N/A		政府公認の証券ディーラー。中央政府の許可により業務を行うことが可能	
独立型(Standalone-PDs・7)		N/A	N/A				

(注) 総資産、預金残高の単位は10億ルピー

総資産、預金残高のシェアは、指定商業銀行におけるシェアを示す

農村協同組合信用機関、ノンバンク(預金受入型・非預金受入型)の総資産、預金残高は2018年3月末の値

非預金受入型ノンバンクの総資産と預金残高は、総資産50億ルピー以上の機関のみの値

(出所) インド準備銀行 “Report on Trend and Progress of Banking in India 2018-19”⁶⁸、70-72、76、80、90、98、116、117 ページ、インド準備銀行 “ABOUT US Regional Rural Banks”²、 “Statistical Tables Relating to Banks in India、1.Liabilities and Assets of Scheduled Commercial Banks、13.Consolidated Balance Sheet of NBFCs-D、15. Consolidated Balance Sheet of NBFCs-ND-SI,”等をもとに作成

<https://www.rbi.org.in/scripts/AnnualPublications.aspx?head=Trend%20and%20Progress%20of%20Banking%20in%20India>

1 インド準備銀行 “The Banking Regulation Act, 1949”第5条 (b)

<https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/Publications/PDFs/BANKI15122014.pdf>

2 <https://www.rbi.org.in/scripts/AboutUsDisplay.aspx?pg=RegionalRuralBanks.htm>

(1) 指定商業銀行 (scheduled commercial banks)

商業銀行とは、インドにおいて最も古く、最も大きなプレゼンスを有する金融機関である。インド準備銀行法 42 条に基づき、インド準備銀行に一定の準備基金 (Cash Reserve) を義務付けられる指定銀行 (Scheduled Banks) と、義務付けられていない非指定銀行 (Non-Scheduled Banks) が存在する。現在の商業銀行はほとんどが指定銀行である³。

指定商業銀行は、さらに公的銀行部門と民間銀行部門に分けられる。指定商業銀行は公的銀行、民間銀行とも多数の ATM を展開しており、2019 年 3 月末で全国に 200,352 台の ATM が設置されている⁴。指定商業銀行によるクレジットカードやデビットカードの発行枚数も多く、2017 年 3 月末までの累計でクレジットカードが 37 百万枚、デビットカードが 8.6 億枚発行されている^{5 6}。クレジットカードよりデビットカードの発行枚数が多いのは、インドの平均所得がまだ低いためクレジットカードを利用できるほど信用力が高い層が少ないこと、現政権の金融包摂政策に伴い、デビットカードの発行が急増したこと等による。

① 公的銀行部門—インドステイト銀行 (State Bank of India)

公的銀行部門には、1955 年に国有化されたインドステイト銀行 (State Bank of India, SBI) と、20 行の国有銀行 (Nationalized Banks) が含まれる。

SBI の前身は、1806 年に設立されたカルカッタ銀行 (Bank of Calcutta) や、1921 年にカルカッタ銀行を含む 3 行が合併して誕生したインド帝国銀行 (Imperial Bank of India) で、根拠法は 1955 年インドステイト銀行法 (The State Bank of India Act, 1955) である。現在の SBI の設立は、1954 年の「全インド農村信用調査委員会報告」 (Report of the All India Rural Credit Survey) の勧告に従ったものである。同報告は、協同組合銀行の送金機能等が不十分であったことを指摘し、協同組合銀行制度の強化にあたって国営の大手銀行を介することを提唱した。

その結果「強力な、統合され、国家によって支持される、国家をパートナーとする商業銀行」 (one strong, integrated, state-sponsored, state-partnered commercial banking institution) として SBI が設立され、更に 1959 年までにイギリス植民地時代に設立された州立銀行 (state banks) 7 行が SBI の関連銀行 (associate banks) として再編された⁷。関連銀行のうち、2007 年にサウラシュトラステイト銀行⁸ (State Bank of Saurashtra)、2010 年にインドールステイト銀行 (State Bank of Indore) がそれぞれ SBI 本体に統合され、関連銀行の数は 5 行となった。

³ 川名剛「インドの金融制度について」 357 ページ

<http://www.fsa.go.jp/news/19/sonota/20070711-1/03-9.pdf>

⁴ インド準備銀行 “Report on Trend and Progress of Banking in India 2018-19” 133-135 ページ

<https://www.rbi.org.in/scripts/AnnualPublications.aspx?head=Trend+and+Progress+of+Banking+in+India>

⁵ インド準備銀行 “Report on Trend and Progress of Banking in India 2017-18” 144 ページ

<https://www.rbi.org.in/scripts/AnnualPublications.aspx?head=Trend%20and%20Progress%20of%20Banking%20in%20India>

⁶ カード発行枚数は国内指定商業銀行のうち 56 行の計数

⁷ 絵所秀紀「独立後インドの金融制度の歴史」 (一橋大学経済研究所アジア長期経済統計所収、1997 年)

<http://www.ier.hit-u.ac.jp/COE/Japanese/discussionpapers/DP97.14/esyo1.htm>

⁸ oneindia “State Bank of Saurashtra is SBI now” 2008 年 8 月 15 日 <http://www.oneindia.com/2008/08/15/state-bank-of-saurashtra-is-sbi-now-1218789188.html>

更に、2017年2月、連邦財務省（Ministry of Finance, MoF）は、SBIによる関連銀行5行の合併を承認した。公的銀行部門を中心とする不良債権問題（第5章1.

（5）参照）を背景に、経営体力の劣る関連銀行をSBI本体に統合させて、不良債権処理を進める狙いがあった。2017年4月1日に、SBIは5行の関連銀行（ビカネール・ジャイプールステイト銀行（State Bank of Bikaner & Jaipur）、ハイデラバードステイト銀行（State Bank of Hyderabad）、マイソールステイト銀行（State Bank of Mysore）、パティヤールステイト銀行（State Bank of Patiala）、トラヴァンコールステイト銀行（State Bank of Travancore）、および女性向け国有銀行バーラットマヒラ銀行（the Bharatiya Mahila Bank）と合併した。SBIは、合併により世界でトップ50位以内の大きな銀行⁹（従業員数257,252人、顧客4億3,510万人、支店数22,000以上、ATM台数58,415、2018年9月）となった。

SBIは単体で36.8兆ルピーの総資産規模を誇るインド最大手の銀行であり、支店数は22,000以上にのぼる（2019年3月末）。海外にも208の支店とオフィスを展開している¹⁰。日本には東京と大阪に支店を持ち、日本企業のインド進出支援として地方銀行を中心に投資情報提供や貸出業務の面で業務協力を行っている。

なおSBIの株主は、以前はインド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）であったが、株主と監督機関が同一であると適切な監督が実施されないとの疑いを持たれることから、2008年からインド政府が直接株式を保有している。SBIの株式のうち57.13%をインド政府、24.2%を国内金融機関が保有しており、外国の投資家の持分は11.31%である（2019年3月末）¹¹。

② 公的銀行部門—国有銀行（nationalized banks）

2019年3月末時点で、国内に19の国有銀行（nationalized banks）が存在し、総資産額の合計は64.8兆ルピーに達していた¹²。国有銀行設立の背景には、農村や地方居住者に対するインド政府の金融包摂推進の政策がある。

このうち、パンジャブ・ナショナル銀行は、インドのニューデリーに本拠を置く国営銀行である。同行は1894年に設立され、2019年3月31日時点で、6,989の支店、9,255のATMを有している¹³。2019年3月末における同行の総資産は7.7兆ルピーであり、指定商業銀行におけるシェアは5.0%である。総資産で比較すると、インドで4番目に大きい銀行となる。営業利益は1,299.5億ルピー、税引き後損益は997.5億ルピーである。また、預金残高は6.8兆ルピーであり、内訳として普通預金0.4兆ルピー、貯蓄預金2.4兆ルピー、定期預金3.9兆ルピーとなっている¹⁴。2018年2月、パンジャブ・ナショナル銀行の行員が、外部の宝石商と共謀して1,150億ルピー（1,760億円）を横領する事件が発覚し、同行の管理体制が問われた。

⁹ <https://economictimes.indiatimes.com/industry/banking/finance/banking/govt-planning-another-sbi-like-mega-bank-merger-report/articleshow/64448861.cms>

¹⁰ インドステイト銀行 “Annual Report 2018-19” 30 ページ

<https://sbi.co.in/corporate/AR1819/>

¹¹ インドステイト銀行 “Annual Report 2018-19” 97 ページ

<https://sbi.co.in/corporate/AR1819/>

¹² インド準備銀行 “Statistical Tables Relating to Banks in India” 1. Liabilities and Assets of Scheduled Commercial Banks

<https://dbie.rbi.org.in/DBIE/dbie.rbi?site=publications#!4>

¹³ Punjab National Bank “Annual Report 2018-19 (Full)” 4 ページ

<https://www.pnbindia.in/annual-reports.html>

¹⁴ Punjab National Bank “Annual Report 2018-19 (Full)”

<https://www.pnbindia.in/annual-reports.html>

また、国有銀行部門には、旧公的金融機関のインド産業開発銀行（Industrial Development Bank of India, IDBI Bank Limited）が含まれていた。同行は1964年にインド産業開発銀行法（Industrial Development Bank of India Act）を根拠法として設立された「公的金融機関」（public financial institution）¹⁵で、設立以来産業やインフラ向けの長期融資を主業務としてきた。2004年10月に指定商業銀行となり、公的金融機関時代からの産業向け融資以外に、個人・中小企業・農業従事者向け金融サービスも幅広く展開するようになった。2018年3月末の総資産は3.5兆ルピー¹⁶、預金残高は2.5兆ルピー¹⁷で、総資産において国内第10位の規模の銀行だった。

公的銀行部門の一翼を担う国有銀行部門でも、不良債権問題を背景に経営統合が進められている。インド産業開発銀行は、2019年1月から政府傘下のライフ・インシュアランス・コーポレーション・オブ・インド（LIC）の子会社となり、民間銀行に分類されることとなった。

2019年4月には、バローダ銀行とヴィジャヤ銀行、デーナ銀行の3行が合併した。

そして8月30日、インド政府は10の国立銀行を4つに再編すると発表した。①パンジャブ・ナショナル銀行とオリエンタル商業銀行、インドユニテッド銀行、②インディアン銀行とアラハバード銀行、③カナラ銀行とシンジケート銀行、④インドユニオン銀行とアーンドラ銀行、コーポレーション銀行、の合併である。これら4銀行の統合は2020年4月に実行される計画である。一連の統合により、インドステイト銀行を除く国営銀行の数は11行となる。

③ 民間銀行部門—民間銀行（Private Sector Banks）

民間銀行部門は、民間銀行（Private Sector Banks）と外国銀行（Foreign Banks）に分けられる。民間銀行には、伝統的民間銀行（Old private sector banks）14行と、1993年以降に設立された新民間銀行（New private sector banks）8行の22行が含まれ、公的銀行部門と同一の商品やサービスを提供している。

22行全体の総資産は53.0兆ルピー（2019年3月末）、総店舗数は28,805（2018年6月末）で¹⁸ある。

HDFC銀行（The Housing Development Finance Corporation Bank Limited）は、1994年に創業した民間の指定商業銀行である。住宅ローンをはじめとする個人向けローンを中心に扱うHDFC（Housing Development Finance Corporation）にあたる同行は、マハラシュトラ州ムンバイに本社を置く。2019年3月末時点で、2,748の市町村に5,103の支店、13,160のATMを展開している¹⁹。

2018年3月末における、同行の総資産は12.4兆ルピーで、指定商業銀行におけるシェアは6.1%である。当期純利益は2,108億ルピーである²⁰。預金残高は9.2兆ルピー

15 公的金融機関は会社法上の組織であり、1949年銀行規正法上の銀行とは異なる。

16 インド準備銀行 “Statistical Tables Relating to Banks in India” 2. Liabilities and Assets of Scheduled Commercial Banks
<https://dbie.rbi.org.in/DBIE/dbie.rbi?site=publications#!4>

17 IDBI Bank “Financial results for the quarter/ year ended March 31, 2018”

https://www.idbibank.in/pdf/financialresulats/Financial_Result_March_2018.pdf

18 インド準備銀行 “Report on Trend and Progress of Banking in India 2017-18” 153 ページ

https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/Publications/PDFs/oRTP2018_FE9E97E7AF7024A4B94321734CD76DD4F.PDF

19 HDFC BANK “Annual Report 2018-19” 18 ページ

https://www.hdfcbank.com/aboutus/cg/annual_reports.htm

20 HDFC BANK “Annual Report 201819” 21 ページ

一であり、内訳として普通預金 1.4 兆ルピー、貯蓄預金 2.5 兆ルピー、定期預金 5.3 兆ルピーとなっている（2019 年 3 月末時点）²¹。HDFC 銀行は近年急成長を遂げており、2017 年 3 月末時点でそれまで総資産でインド 2 位だった ICICI 銀行を上回り、同行が 2 位となった。

ICICI 銀行は、インドのマハラシュトラ州ムンバイに本拠を置くインドの多国籍銀行および金融サービス会社であり、バドダラに登録オフィスを構えている。かつては「インド工業信用投資公社（Industrial Credit and Investment Corporation of India）」と称していた。2019 年 3 月末時点で、4,874 の支店、14,987 台の ATM を展開している²²。

総資産で見ると、インドで 3 番目に大きい銀行である。投資銀行業務、生命保険、損害保険、ベンチャーキャピタル、資産管理の分野における様々なチャネルと専門子会社を通じて、法人および小売顧客向けに幅広いバンキング商品と金融サービスを提供している。

2019 年 3 月末における同行の総資産は 9.6 兆ルピーであり、指定商業銀行におけるシェアは 5.4% である。営業利益は 2207.2 億ルピー、税引き後利益は 336.3 億ルピーである²³。また、預金残高は 6.5 兆ルピーであり、内訳として普通預金 1.0 兆ルピー、貯蓄預金 2.3 兆ルピー、定期預金 3.9 兆ルピーとなっている²⁴。

ICICI 銀行のルーツは 1955 年に、世界銀行・インド連邦政府・産業界のイニシアチブにより国策的な開発金融機関として設立された ICICI Limited である。ICICI Limited はプロジェクトファイナンスを中心に産業向け融資を行っており、1994 年に子会社として ICICI 銀行を設立した。2001 年に ICICI Limited と ICICI 銀行が統合し、リテールからコーポレートまで広範な顧客層に金融サービスを提供する、実質的なユニバーサルバンクとなった²⁵。

④ 民間銀行部門－外国銀行（foreign banks）

2019 年 3 月末時点で、45 の外国銀行がインドで業務を行っており、総資産額は 10.6 兆ルピー²⁶である。日本のメガバンクは 3 行とも支店を展開しており、主業務はインドに進出している日系企業向け融資である。店舗数は、45 の外国銀行全体で 300 店舗²⁷と指定商業銀行の合計支店数（120,535）²⁸の 0.25% に過ぎない（2019 年 3 月末）。

https://www.hdfcbank.com/aboutus/cg/annual_reports.htm

21 HDFC BANK “Annual Report 2018-19” 103 ページ

https://www.hdfcbank.com/aboutus/cg/annual_reports.htm

22 ICICI BANK “Annual Report FY2019” 3 ページ

<https://www.icicibank.com/aboutus/annual.page?>

23 ICICI BANK “Annual Report FY2019” 7 ページ

<https://www.icicibank.com/aboutus/annual.page?>

24 ICICI BANK “Annual Report FY2019” 7 ページ

<https://www.icicibank.com/aboutus/annual.page?>

25 ICICI Group “HISTORY OF ICICI”

<http://www.icicigroupcompanies.com/history.html>

26 インド準備銀行 “Report on Trend and Progress of Banking in India 2018-19” 39、61 ページ

<https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/Publications/PDFs/oRTP241219FL760D9F69321B47988DE44D68D9217A7E.PDF>

27 インド準備銀行 “Report on Trend and Progress of Banking in India 2018-19” 135 ページ

<https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/Publications/PDFs/oRTP241219FL760D9F69321B47988DE44D68D9217A7E.PDF>

28 インド準備銀行 “Report on Trend and Progress of Banking in India 2018-19” 133～135 ページをもとに算出

<https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/Publications/PDFs/oRTP241219FL760D9F69321B47988DE44D68D9217A7E.PDF>

インド政府は外国銀行の国内参入に対し、参入障壁自体を低めに設定しているものの、外国銀行支店は支店開設数や地域が限定され、支店開設にあたり中央銀行の許可が必要になる等の制限がある。

外国銀行の参入には、3つのルートがある。第一は、支店設立の方式による参入である。ほとんどの外国銀行が、このルートで参入している。

第二は、直接投資による参入である。民間銀行業への外国投資は、インド政府による個別出資比率上限規制ガイドラインが適用される特定業種の一つとして、74%までの出資が可能となっている。49%までの出資は事前申請の必要なく自動的に認可されるものの、49%以上74%以下の出資については政府の事前承認が必要である。

第三は、100%出資の子会社（Wholly Owned Subsidiary、WOS）の設立による参入である。インド準備銀行は、2013年11月に外国銀行のWOS設立に係る枠組みを発表し²⁹、支店開設などに関して国内銀行とほぼ同様に自由な権限をWOSに付与するとした。店舗拡大によるリテール業務の強化を目指す場合などに、外国銀行がWOSのルートで参入すると考えられている。ただし、既に地場銀行が支店ネットワークを築いて競争力を有していることから、WOSに関心を示す外国銀行は少ない。WOSのライセンスを得た外国銀行は、モーリシャス・ステート銀行（モーリシャス）とDBS銀行（シンガポール）の2行にとどまる³⁰。

(2) 地域銀行（Local Area Banks, LABs）・地域農村銀行（Regional Rural Banks, RRBs）

地域銀行は農村に金融システムを浸透させるため、1996年に財務大臣の提言を受けて、「地域銀行制度」（Local Area Banks Scheme）のもとで設立された。地域の貯蓄を地域の機関により、地域に投資することを可能にすることを目的とする機関である。

2018年3月時点で、3つの地域銀行が営業を行っている³¹。地域銀行は単一州内の2つないし3つの地域（districts）に営業範囲が限定される等、インド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）の方針で業務が制限されていたが³²、2013年に北西部のパンジャブ（Punjab）州で営業する地域銀行の「Capital Local Area Bank Limited」に対してインド準備銀行が営業範囲の拡大を許可したこと³³等から、規制が緩和されつつあると考えられる。

地域農村銀行は、小規模な農村協同組合信用機関では提供できない大規模な農村・農業向け融資のため、指定商業銀行の要請を受けた中央政府によって設立された（中央政府が50%、関係州政府が15%、出資者となる指定商業銀行（Sponsor Banks）が35%の株式を保有）。2019年3月末で、全国に45の地域農村銀行がある³⁴。根拠法は1976年に制定された地域農村銀行法（Regional Rural Banks Act）である。

29 インド準備銀行 “RBI releases Framework for setting up of Wholly Owned Subsidiaries by Foreign Banks in India”（2013年11月6日）

<http://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/PressRelease/PDFs/IEPR936SC1113.pdf>

30 Livemint15 foreign banks keen to open branch in India”（2019年11月19日）

31 インド準備銀行 “Financial Stability Report（Including Trend and Progress of Banking in India 2013-14）”（2014年12月） <https://www.rbi.org.in/scripts/PublicationReportDetails.aspx?UrlPage=&ID=809>

32 インド準備銀行 “Guidelines for Setting up of Local Area Banks in the Private Sector”（1996年8月24日）、http://www.rbi.org.in/scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=5817

33 拡大後の営業範囲もパンジャブ州内に限られている。

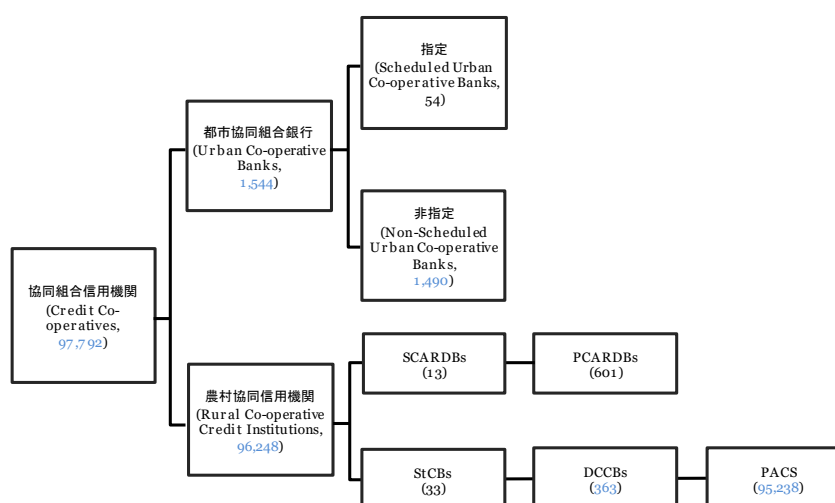
34 インド準備銀行 “Financial Intermediaries – Regional Rural Banks”、<http://www.rbi.org.in/scripts/AboutUsDisplay.aspx?pg=RegionalRuralBanks.htm>

(3) 協同組合信用機関 (Credit Co-operatives)

協同組合信用機関は、各州の協同組合法³⁵ (Co-operative Societies Act) によって設立され、活動領域によって都市協同組合銀行 (Urban Co-operative Banks : 1,544 行、2019 年 3 月末) と農村協同組合信用機関 (Rural Co-operative Credit Institutions : 96,248 行、2018 年 3 月末) に大きく二分されるが、更に下位の区分も存在する (図表 4)。

協同組合信用機関では個人の住宅ローンや企業の事業資金の貸付を実施しているが、事業主が貸付を受ける場合には財務諸表、保証人、担保等が求められる。

図表 4 : 協同組合信用機関の構造と機関数 (カッコ内機関数・2019 年 3 月末)



(注) SCARDB : State Cooperative Agriculture and Rural Development Banks

PCARDB : Primary Cooperative Agriculture and Rural Development Banks

StCB : Short-term State Co-operative Banks

DCCB : District Central Co-operative Banks

PACS : Primary Agricultural Credit Societies

農村協同信用機関数は 2018 年 3 月末。

(出所) インド準備銀行 “Report on Trend and Progress of Banking in India 2018-19” をもとに作成(2020 年 3 月 12 日閲覧)<https://www.rbi.org.in/scripts/AnnualPublications.aspx?head=Trend%20and%20Progress%20of%20Banking%20in%20India#>

(4) ノンバンク (Non-Banking Financial Companies, NBFCs)

インドでは、2013 年会社法 (Companies Act, 2013) に基づく会社 (company) であって、いかなる方法であるかを問わず預金の受入か資金の貸出のいずれか一方を行う組織をノンバンクと定めている。

ノンバンクは銀行と違い³⁶、①要求払預金 (demand deposits) を扱わない、②支払決済システムに参加できない、③自己宛小切手を振り出せない、④預金保険信用保証

35 同法の制定時期は州によりかなり開きがある。例として、ヒマチャル・プラデシュ (Himachal Pradesh) 州では 1912 年、マハラシュトラ (Maharashtra) 州では 1960 年に制定された。

36 ノンバンクと銀行の法律上の差異として、銀行の場合は、預金受入の目的が貸付か投資に限られており、それ以外の目的での預金受入や貸出を行う会社は銀行業とは見なされない (1949 年インド銀行規制法)。ノンバンクの定義については 1934 年インド準備銀行法第 45 条 I 参照。

公社（Deposit Insurance and Credit Guarantee Corporation, DICGC）の預金保険対象外であるといった特徴がある³⁷。

ノンバンクは「預金受入型ノンバンク」（Deposit-taking NBFCs, NBFCs-D）と「非預金受入型ノンバンク」（Non deposit-taking NBFCs, NBFCs-ND）に大別され、NBFCs-D が 108 機関、NBFCs-ND が 10,082 機関と、預金を受け入れないタイプのノンバンクが圧倒的に多くを占めている（2018 年 3 月末）。

更に非預金受入型ノンバンクのうち、総資産が 50 億ルピーを上回るものは「システム上重要な非預金受入型ノンバンク」（Non-deposit taking systemically important NBFCs, NBFCs-ND-SI）と分類され、より厳格な資本要求等の規制が課せられる³⁸。

2018 年 8 月、ノンバンク大手のインフラストラクチャー・リーシング・アンド・フィナンシャル・サービスズ（IL&FS）社がデフォルトしたことをきっかけに、ノンバンク業界全体に対する信用不安が生じ、資金調達に窮した同業界による自動車ローン等の貸し出しが縮小する問題が発生している（第 5 章 1. (6) 参照）

(5) 全インド金融機関（All India Financial Institutions, AIFIs）

全インド金融機関は、国策的な融資を提供するための政策金融機関である。政策金融機関は、それぞれの根拠法によって設立されている。

現在、中小企業融資向けに設立されたインド小企業開発銀行（Small Industries Development Bank of India, SIDBI）、農業・地方開発を目的に設立された全国農業農村開発銀行（National Bank for Agriculture and Rural Development, NABARD）、貿易金融を行うインド輸出入銀行（Export Import Bank of India, EXIM Bank）、住宅金融を提供する全国住宅銀行（National Housing Bank, NHB）の 4 行が営業している（2019 年 3 月末）。

2. 監督官庁と指導体制

インドにおける銀行やノンバンク金融機関等の与信機関の規制監督は、専ら中央銀行のインド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）によって行われる。その他、連邦政府も必要に応じて監督権限を行使可能である。また全インド金融機関の全国農業農村開発銀行（National Bank for Agriculture and Rural Development, NABARD）も地域農村銀行（regional rural banks, RRBs）や協同組合信用機関に対する監督や情報の管理等を行う。

RBI は 1935 年に根拠法の 1934 年インド準備銀行法（Reserve Bank of India Act, 1934）により民間機関として設立されたが、同法の改正により 1949 年に国有化された。1949 年銀行規制法（Banking Regulation Act, 1949）に基づきインド準備銀行は銀行への規制監督・検査、新銀行や支店の開設の許可権限を持つ³⁹。

実務を行うのは、1994 年 11 月に RBI 内に設立された、金融監督委員会（Board for Financial Supervision）と、その指導を受ける金融機関別の監督局である銀行監督局

37 インド準備銀行 “All you wanted to know about NBFCs”（2015 年 10 月 6 日最終更新）
<https://www.rbi.org.in/Scripts/FAQView.aspx?Id=92>

38 2014 年 11 月以降、基準総資産額が 10 億ルピーから 50 億ルピー以上へと引き上げられた（インド準備銀行 “Report on Trend and Progress of Banking in India 2014-15”）。

39 インド準備銀行 “Organisation and Functions” <http://www.rbi.org.in/scripts/AboutusDisplay.aspx>

(Department of Banking Supervision) ・ノンバンク監督局 (Department of Non-Banking Supervision) ・金融機関監督部 (Financial Institutions Division) である⁴⁰。

3. インドの金融制度の特徴

インドの金融制度の主な特徴は、政策的に金融包摂へ注力している点と、公的銀行部門の存在感が非常に高いことである。

インドは国土が広い上、人口が世界で2番目に多く、地方居住者や低所得者層への金融サービスの提供が大きな課題である。金融サービスは公的銀行部門を軸に提供されている一方、僻地に居住する低所得者層は郵便局や地域農村銀行 (Regional Rural Banks, RRBs)、協同組合信用機関等が提供する金融サービスを利用する頻度も高い。

金融包摂の推進を目的に、インド準備銀行 (Reserve Bank of India, RBI) は2013年2月に、10年振りとなる新銀行の新規参入許可申請のためのガイドラインを発表した。

もう一つの特徴は、ステイト銀行グループと国有銀行から構成される公的銀行部門のシェアが高いこと、少数の大手銀行が銀行総資産のかかなりの割合を占めることである。民間銀行及び外国銀行支店を含む指定商業銀行の総資産が165.2兆ルピーであるのに対し、公的銀行の総資産は101.6兆ルピーで、61.5%を占める (2019年3月末)。総資産上位の指定商業銀行10行を見ても、7行が公的銀行部門に属し、また10行の総資産合計で指定商業銀行の総資産の6割超を占めている。

図表5：指定商業銀行上位10行の総資産額 (2019年3月末)

順位 和名	英名	分類	総資産
1 インドステイト銀行	STATE BANK OF INDIA	国有銀行	36.8
2 HDFC銀行	HDFC BANK	民間商業銀行	12.4
3 ICICI銀行	ICICI BANK	民間商業銀行	9.6
4 アクシス銀行	AXIS BANK LIMITED	民間商業銀行	8.0
5 パロダ銀行	BANK OF BARODA	国有銀行	7.8
6 パンジャブ・ナショナル銀行	PUNJAB NATIONAL BANK	国有銀行	7.7
7 カナラ銀行	CANARA BANK	国有銀行	6.9
8 バンク・オブ・インディア	BANK OF INDIA	国有銀行	6.3
9 ユニオン・バンク・オブ・インディア	UNION BANK OF INDIA	国有銀行	4.9
10 イエス銀行	YES BANK LIMITED	国有銀行	3.8
指定商業銀行合計	All Scheduled Commercial Banks		165.2
上位10行シェア	-	-	63.2%

(注) 兆ルピー

(出所) インド準備銀行 Statistical Tables Relating to Banks in India “Liabilities and Assets of Scheduled Commercial Banks” をもとに作成

40 インド準備銀行 “Department of Banking Supervision”
<http://www.rbi.org.in/scripts/AboutUsDisplay.aspx?pg=DeptOfBS.htm>

4. 預金保険制度の枠組み

インドの預金保険制度は 1948 年のベンガル地方における銀行危機を契機に国内で設立に向けた検討が始まり、1960 年の 2 銀行⁴¹の破綻に伴って、1961 年預金保険法 (Deposit Insurance Act, 1961) により設立された。米国に次いで世界で 2 番目に長い歴史を持つ預金保険制度とされる。同法の規定に基づき、実施機関の預金保険公社 (Deposit Insurance Corporation, DIC) が創設された。

DIC は成立当初、外国銀行支店を含む全ての指定商業銀行の預金のみを保証対象としたが、1968 年に同法の改正法により、協同組合銀行の一部預金も含むことになった⁴²。

インド準備銀行 (Reserve Bank of India, RBI) は 1978 年に DIC と企業信用保証業務を行う公的有限会社であるインド信用保証公社 (Credit Guarantee Corporation of India, CGCI) を統合し、現行の預金保険信用保証公社 (Deposit Insurance and Credit Guarantee Corporation, DICGC) として再編させた⁴³。現在 DICGC は RBI の 100% 子会社である。

DICGC は、各金融機関における預金者一人当たり 10 万ルピー (元利合計) を限度に預金を保証している。同一の預金者が同じ銀行に複数の口座を開設している場合は、同一銀行の預金額を合算して保証対象になる⁴⁴。保証の上限額は、制度発足当初の 1,500 ルピーから順次引き上げられ、1993 年 5 月に現行の 10 万ルピー (約 15.3 万円) となった⁴⁵。

銀行破綻時の支払原資となる「預金保険基金」 (Deposit Insurance Fund, DIF) と「信用保証基金」 (Credit Guarantee Fund) はそれぞれ加盟銀行からの分担金 (預金総額の 0.1%) と保証手数料で賄われている。加盟銀行が分担金の支払いを延滞した場合は中央銀行金利 (Bank Rate) プラス 8% を超えない範囲の率で延滞ペナルティー (delayed premium) を徴収することとなっているが、延滞の実績はない。DICGC の運用基金は合計で 5,484 億ルピーとなっており、すべて国債投資で運用されている (2019 年 3 月末) ⁴⁶。

41 バライ・セントラル・バンク (Palai Central Bank Ltd)、ラクシュミ銀行 (Laxmi Bank Ltd) の 2 行。

42 預金保険信用保証公社 “Profile” https://www.dicgc.org.in/AU_Profile.html

なお、協同組合銀行においては州協同組合銀行 (State Co-operative Banks)、県協同組合銀行 (District Central Co-operative Banks)、都市協同組合銀行 (Urban Co-operative Banks) で預入されている預金が対象

43 これに伴い、従来の根拠法であった 1961 年預金保険法 (Deposit Insurance Act, 1961) は、預金保険・信用保証公社法 (Deposit Insurance and Credit Guarantee Corporation Act, 1961) と改称された。

44 預金保険信用保証公社 “A Guide to Deposit Insurance” https://www.dicgc.org.in/FD_A-GuideToDepositInsurance.html

45 インドルピーから日本円への換算レートは、1 ルピー=1.53 円 (Bloomberg 2019 年 11 月 29 日付レート) を用いた。本文中で同様の換算を行う際も、特に断りがない限り同じ数値を用いる。

<https://www.bloomberg.co.jp/quote/INRJPY:CUR>

46 預金保険信用保証公社 “Annual Report 2018-19”

預金保険の対象となる金融機関は全部で **2,098** 行ある。うち **92.5%** に相当する **1,941** 機関が協同組合信用機関である。以下(1)～(6)を除く全ての対象機関の預金が対象であり、合計で **21.7** 億口座、**120.0** 兆ルピーにのぼる (**2019** 年 **3** 月末) ⁴⁷。

- (1) 外国政府の預金
- (2) 国・地方政府の預金
- (3) インターバンク預金
- (4) 州立協同組合銀行に預けられている州立土地開発銀行の預金
- (5) インド国外で払戻しが行われる預金口座の預金
- (6) インド準備銀行の事前承認により預金保険料免除措置を受けている預金

近年の保証実績としては、**2006-10** 年までは年間 **30** 件近くの支払件数があったが、**2011** 年以降は件数が減っている。支払の多くが、協同組合信用機関の破綻によるものである。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制⁴⁸

個人所得税制の根拠法は、**1961** 年インド所得税法 (Income-Tax Act, 1961、**1962** 年施行) ⁴⁹である。給与等に対する個人所得税は、累進方式の総合課税が原則であるが、預貯金利子等については源泉分離課税 (tax deducted at source) 方式が採用されている。

主要商業銀行の預金金利は以下のとおりである。 (**2019** 年 **11** 月 **14** 日確認) 普通預貯金については、SBI 銀行、HDFC 銀行共にほぼ同水準に設定されている。

図表 6：主要商業銀行の預金金利 (2019 年)

(単位：%)

	SBI 銀行	HDFC 銀行
46～179 日	5.50	5.40
180～210 日	5.80	6.00 ※1
211～1 年未満	5.80	6.45 ※2
1～2 年未満	6.25	6.45
2～3 年未満	6.25	6.85
3～5 年未満	6.25	6.75
5～10 年	6.25	6.75

⁴⁷ 預金保険信用保証公社 “Annual Report **2018-19**” viii、**23,25** ページ
https://www.dicgc.org.in/PUB_AnnualReports.html

⁴⁸ 最新の税率は、インド所得税局 (Income Tax Department) のホームページによる (**2019** 年 **11** 月 **26** 日アクセス)。
<https://www.incometaxindia.gov.in/charts%20%20tables/tds%20rates.htm>
<http://economictimes.indiatimes.com/markets/stocks/news/ltcg-tax-on-equity-stt-left-untouched-in-budget-10-taxes-to-pay-when-you-invest/articleshow/56910639.cms>
<https://economictimes.indiatimes.com/wealth/tax/budget-2018-hikes-cess-on-income-tax-to-4-from-3-heres-how-much-you-will-pay-more/articleshow/62705860.cms?from=mdr> を参考にした。

⁴⁹ インド所得税局 (Income Tax Department) “Income-tax Act, 1961”
<http://www.incometaxindia.gov.in/Pages/acts/income-tax-act.aspx>

(注) SBI 銀行、HDFC 銀行とも、2019 年 11 月を最新の更新データとして掲載

※1 期間は 6～9 カ月

※2 期間は 9 カ月～1 年

(出所) SBI (<https://www.sbi.co.in/portal/web/interest-rates/domestic-term-deposits> (2019 年 11 月 14 日閲覧))、HDFC (<https://www.hdfcbank.com/personal/interest-rates> (2019 年 11 月 14 日閲覧))

(1) 証券利子所得 (1961 年インド所得税法第 193 条 : Interest on Securities)

一部の証券を除き、一律税率 10% (実際は、更に健康・教育目的税 (health & education cess) 4% が課される)

(2) 配当所得 (同法第 194 条 : Dividend)

1 課税年度内において、配当総額 (当該年度中のみなし配当も含む) が 100 万ルピーを超えなければ課税されない。超過した場合は証券利子所得と同様の課税がなされる。

(3) その他の利子 (同法第 194 条 A : Interest other than Interest on Security)

1 課税年度内において、銀行、協同組合信用機関、郵便貯金の貯蓄利子が 1 万ルピーを超えなければ課税されない。超過した場合は証券利子所得と同様の課税がなされる。

(4) キャピタルゲイン (同法第 45 条 Capital gains・111 条 A ほか)

キャピタルゲインに対しては、前課税年度の資産 (capital asset) の譲渡から生じた利益が課税対象となる。譲渡収益から取得価額や手数料を差し引いた利益額を課税対象とし、給与所得等と合算して総合課税される。

譲渡収益の源泉となる資産は主に保有期間 (36 カ月・上場証券の場合は 12 カ月) を基準に長期資産 (long-term capital) と短期資産 (short-term capital) に分類され、前者は基本税率 20%、後者は 15% で課税される⁵⁰。長期資産に分類される上場株式・株式型ファンドのキャピタルゲインは 10% の税率である。

また、登録証券取引所における株式・デリバティブ・株式型ファンドの売買には証券取引税 (securities transaction tax, STT) が別途課される。STT の率は取引様態によって異なる⁵¹。

⁵⁰ インド所得税局

<https://www.incometaxindia.gov.in/Documents/Left%20Menu/IND-Income-from-capital-gains.htm>

⁵¹ PwC “India Individual Other Taxes” STT

第3章 郵便貯金の概要

1. 郵便貯金銀行の設立目的・沿革概要

インドでは、中央政府の通信省（Ministry of Communication）⁵²内の郵便総局（Department of Posts, DoP）が全国の郵便局を通じて各種預貯金サービスや保険商品等を郵便貯金銀行（Post Office Savings Bank, POSB）として提供している。POSBの銀行サービスは財務省（Ministry of Finance, MoF）の委託を受けて行われている。

郵便貯金の根拠法は1873年政府貯金銀行法（Government Savings Banks Act, 1873）⁵³であるため、POSBは一般の銀行と異なり、政府の貯蓄銀行（Government Savings Bank）として取り扱われる（第3条）⁵⁴。通常の銀行と異なる位置付けのため、POSBはインド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）及び傘下の金融監督委員会（Board for Financial Supervision）ではなく、財務省の委託を受けてDoPが監督する。

提供可能なサービスや個別の金融商品については、1981年郵便貯金銀行一般規則（The Post Office Savings Bank General Rules, 1981）等の規則（Rules）に具体的に定められている。2014年3月にこの郵便貯金銀行一般規則が改定され、ATMやインターネットバンキング、即時決済等に係る規定が盛り込まれた。

郵便貯金の歴史は非常に古い。1854年郵便局法（Post Office Act, 1854）の成立により、インド国内（当時英国領インド）での郵便業務を独占的に実施する権限がインド郵政当局に与えられた。これに伴いDoPが創設され、インド全体の郵便局が一つの組織のもとに入った。

同年、鉄道郵便も創設され、インド大陸内で701の郵便局を持つようになった。1882年からは財務省の主導する少額貯蓄制度（Small Savings Scheme）のもと金融サービスの提供が始まり、1911年には、世界で最初の航空郵便が始まった。

英国からの独立後は、郵便サービスが全国に拡大した。2019年3月末の郵便局数は合計で156,600局にのぼり⁵⁵、ネパールとブータンに挟まれたシッキム州等にも展開するインド最大のリテール金融ネットワークである。

2. 組織・経営形態

(1) 経営形態

郵便貯金（Post Office Savings Schemes）、郵便生命保険（Postal Life Insurance, PLI）といった金融業務は、通信省の郵便総局（Department of Posts, DoP）がインド・ポスト（India Post）という全国の郵便局ネットワークを通じて提供している。

⁵² 2016年、省庁再編によって前身の情報通信技術省（Ministry of Communication and Information Technology）が2つに分割されて通信省（Ministry of Communications）と電子・情報技術省（Ministry of Electronics and Information Technology）が新設され、通信省が郵便を管轄する体制となった。

⁵³ 政府貯蓄銀行法（Government Savings Banks Act, 1873）。ただし1959年に改正された。

⁵⁴ 郵便総局 “Post Office Savings Bank Manual Volume – III Acts and Rules of Saving Schemes（2006）”

⁵⁵ インディア・ポスト “Annual Report 2019-20” 9ページ

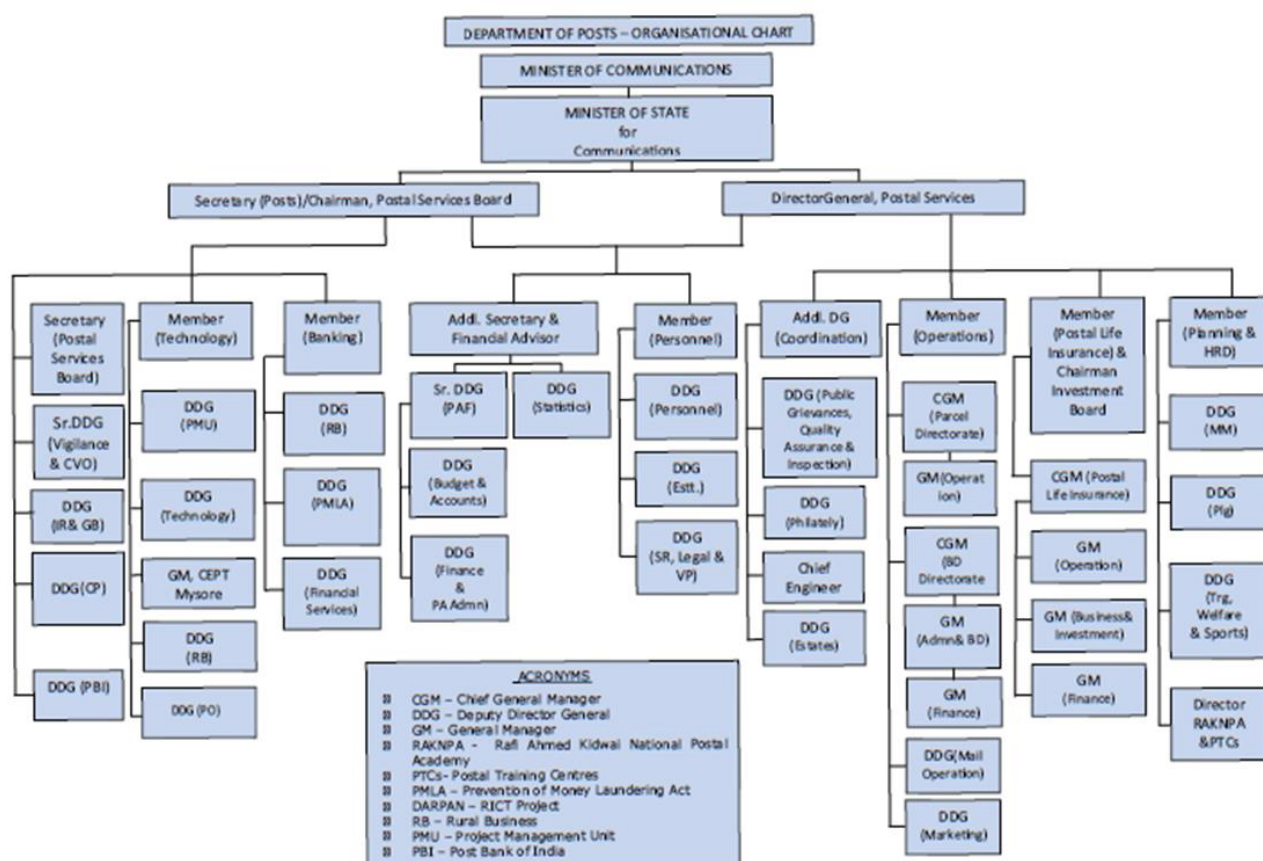
<https://www.indiapost.gov.in/VAS/Pages/AboutUs/AnnualReport2019-20.aspx>

DoP の組織体制は、通信大臣を長とし、最高マネジメント機関（Apex Management Body）の郵便サービス委員会（Postal Service Board, PSB）及び郵便総局局長（Director General, Department of Posts）、各事業担当の 6 人の局長（Member）と「Joint Secretary」、フィナンシャル・アドバイザー（Financial Adviser）等から構成されている。

地方組織としては、まず全国を 23 の大きな郵便圏（Postal Circle）に分け、統括郵政局長（Chief Postmaster General）を配置している。郵便圏の多くは各州の範囲と同じである。更にそれぞれの郵便圏は、地域（Regions）と郵便地区（Postal Divisions）へと分割される。地域には、郵政局長（Postmaster General）が配置されている。

DoP の組織図は以下の通りである。

図表 7：郵便総局の組織構造



（出所）インディア・ポスト“Annual Report 2019-20” 17 ページより抜粋
<https://www.indiapost.gov.in/VAS/Pages/AboutUs/AnnualReport2019-20.aspx>

(2) 金融サービス提供の形態

郵便局の根拠法は 1898 年インド郵便局法（India Post Office act of 1898）である。郵便局は、局間距離、人口等を考慮して設置されており、全国に 156,600 局がある（2019 年 3 月末）。これは指定商業銀行全体の店舗数の約 12 万店舗を上回る規模である。スタッフ数は郵便局の全種別合計で 41.8 万人にも及ぶ。（2019 年 3 月末）。

郵便局は、主幹（Head）局、サブ（Sub）局、支局（Branch）の 3 つに分類されている。主幹局は各州の主要な市や町に置かれることが多い。サブ局は、地方・都市いずれの地域にも存在する。主幹局とサブ局は正規の職員によって運営される

「Departmental Post Office」である。支局は主に地方に配置され、「Gramin Dak Sewaks」（extra-departmental employees of DoP）と呼ばれる非正規のパートタイムのスタッフによって運営される⁵⁶。

郵便局の分布をみると、地方部（rural）に全体の 90.0%に相当する 141,001 局が存在する⁵⁷。ユニバーサルサービス提供義務（Universal Service Obligation）を果たすため、農村等地方の郵便局には補助金が支出される。一方、都市部の郵便局には採算が見込まれることから補助金の支出はない。

近年の地方部における郵便サービス需要の高まりとユニバーサル提供義務に鑑み、郵便総局（Department of Posts, DoP）はフランチャイズ制度（Franchise Schemes）を導入し、2018-19 年度には 200 カ所のフランチャイズ制度に基づくアウトレット（Franchise Outlets）を開設することを政策目標とした。アウトレットでは窓口業務のみを代行し、配送や、郵便為替・郵便貯蓄といった金融サービス等は引き続きインディア・ポストの運営する郵便局の業務である⁵⁸。2019 年 3 月末時点で、2,120 のアウトレットが開設されている⁵⁹。

⁵⁶ インディア・ポスト “Annual Report 2019-20” p9

⁵⁷ インディア・ポスト “Annual Report 2019-20” p9

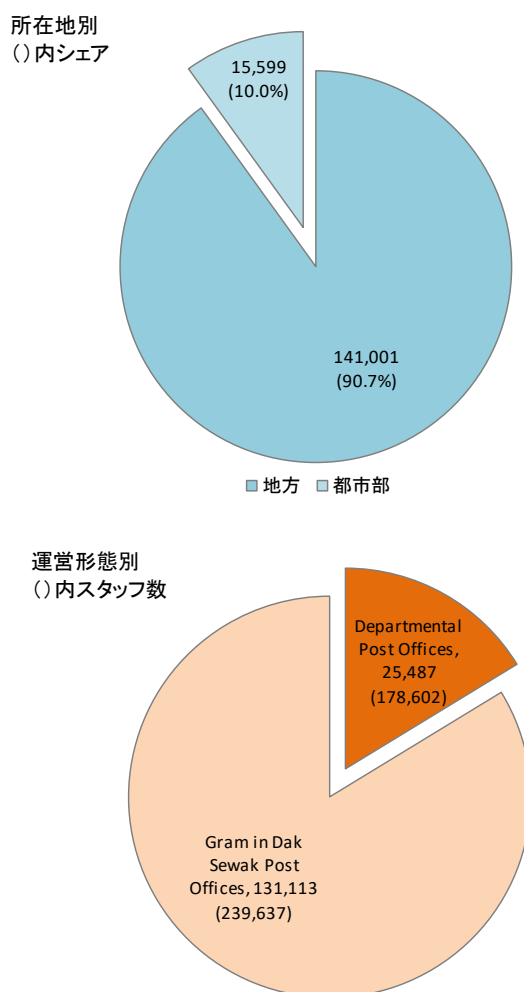
⁵⁸ インディア・ポスト “Revised Franchise Scheme (An Alternative Scheme) to Access Postal Counter Services in Urban and Upcoming Urban Areas”

https://www.indiapost.gov.in/VAS/Pages/Content/Franchise_Scheme.aspx ただし、今後郵便総局が定めることで現在規定にない業務を行うこともできる。

⁵⁹ インディア・ポスト “Annual Report 2019-20” p146

<https://www.indiapost.gov.in/VAS/Pages/AboutUs/AnnualReport2019-20.aspx>

図表 8：郵便局ネットワーク（2019 年 3 月末）



(出所) インディア・ポスト “Annual Report 2019-20” 9 ページをもとに作成
<https://www.indiapost.gov.in/VAS/Pages/AboutUs/AnnualReport2019-20.aspx>

他方、郵便貯金銀行（Post Office Savings Bank, POSB）では多くの金融機関との提携が進んでおり、例えば大手民間商業銀行のアクシス銀行（AXIS Bank）の ATM を一部の郵便局に設置している。また、他の金融機関が地方部の金融包摂を目的としたビジネス・コレスポンデントを配置する際に郵便局内のオフィスを提供している。

DoP は郵便局における店頭サービス以外に、デジタルチャネルを通じたサービス提供にも注力している。具体的には ATM・モバイルバンキング、インターネットバンキング等の整備を目的に、基幹システムを導入するコア・バンキング・ソリューション（Core Banking Solution, CBS）プロジェクトは、2019 年 12 月に、23,782 の郵便局にて運用されている⁶⁰。

(3) 窓口取扱時間

⁶⁰ インディア・ポスト “Annual Report 2019-20” p21

正規職員によって運営される「Departmental Post Offices」は1日8時間、「Gramin Dak Sewaks」と呼ばれるスタッフによって運営される郵便局（Gramin Dak Sewaks Post Offices）は1日4時間から最長5時間営業するのが一般的である⁶¹。

3. 主な業務内容

(1) 預金業務概要⁶²

郵便総局（Department of Posts, DoP）は全国の郵便局で、預金証書を含む複数の貯蓄商品を提供しており、大手の指定商業銀行に比肩する9.1兆ルピー（提供商品合計）の預貯金残高を保有している（2019年3月末）。郵便貯金銀行（Post Office Savings Bank, POSB）の貯蓄口座（Saving Accounts）の平均残高は4,327.11ルピー（6,620円）である⁶³。

POSB、地域農村銀行（Regional Rural Banks, RRBs）、協同組合信用機関における主な貯蓄口座の預金利子は概ね同水準で、年4.0%前後である。

また、指定商業銀行の最大手であるインドステイト銀行（State Bank of India, SBI）の貯蓄口座（savings account）の預金利子について、1千万ルピー以下であれば年3.25%であり、1千万ルピーを超える場合は年3.0%である（2019年11月27日）⁶⁴。預金利子について、POSBはインドステイト銀行以上である。一方で、最低預入額について、POSBが20ルピーであるのに対して⁶⁵、SBIの場合は預入金額の下限がない。

郵便貯金銀行の貯金商品の内容は、財務省（Ministry of Finance, MoF）規則に基づいて定められている。利子率についても国債のイールドを基準に年1回程度改訂が行われてきたが、2016年4月以降は四半期ごとに改訂されることになった。利子率は、政府審議を経て財務省経済局（Department of Economic Affairs, MoF）が告示等を出すことで発効する。

2018年9月20日に公表された金利改定（2018年10月から適用）によると、政府は少額貯蓄制度を構成する貯蓄商品のうち、貯蓄貯金（Savings Deposit：金利4.0%）を除くすべての貯金について利子率を0.3~0.4%引き上げた。これらの貯蓄商品の利子率は過去6年に渡り低下局面にあったが、国債利回りが上昇していることを反映してようやく引き上げられた⁶⁶。

しかし、その後は国債利回りが低下に転じたことを反映し、2019年6月28日に公表された金利改定（2019年7月から適用）では、貯蓄貯金を除くすべての貯金につ

61 インディア・ポスト “Annual Report 2018-19” p89
https://www.indiapost.gov.in/VAS/DOP_PDFFiles/Annual%20Report%202018-19English.pdf

62 インディア・ポスト “Post Office Savings Schemes”
<https://www.indiapost.gov.in/Financial/Pages/Content/Post-Office-Saving-Schemes.aspx>

63 インディア・ポスト “Annual Report 2018-19” p51

64 インドステイト銀行 “SAVINGS BANK ACCOUNT”
<https://www.sbi.co.in/portal/web/personal-banking/savings-bank-account>

65 インディア・ポスト “Post Office Saving Schemes”
<https://www.indiapost.gov.in/Financial/pages/content/post-office-saving-schemes.aspx>

66 Livemint “NSC, PPF accounts will fetch 8% as govt hikes small savings rates” (2018年9月20日)
<https://www.livemint.com/Consumer/qGfSw5yFmvFvOrtwjMD06K/NSC-PPF-accounts-will-fetch-8-as-govt-hikes-small-savings.html>

いて利子率を 0.1%引き下げられた。そして同年 9 月 30 日の金利改定では全ての金利が据え置かれた。

図表 9 : 郵便貯金銀行の主な貯蓄商品概要 (2020 年 3 月 13 日)

種類	利率	新規開設時最低 預入額 及び預入限度額	その他
貯蓄口座 (Savings Accounts)	4.0%/年	・最低預入額は 500 ルピー ・預入限度額なし	・誰でも口座開設可 ・小切手利用付き口座もできる(500 ルピー以上の新規預入が行われ、かつ 500 ルピー以上の預金維持されている場合) ・新規預入時は、現金のみで預入 ・年 10,000 ルピーまでの利子は非課税(2012 年度から) ・成人 2-3 名での共同名義口座(joint account)も開設可 ・1 郵便局 1 口座まで
5 年積立預金口座 (5-year Post Office Recurring Deposit Account)	7.2%/年(四半 期ごとの複利)	・最低預入額は月 100 ルピーと 10 の 倍数 ・預入限度額なし	・誰でも口座開設可 ・現金又は小切手で新規預入可 ・開設口座数に制限なし ・毎月の預入がない場合には、過怠金が課せられる ・5 年満期ごとに 7231.38 ルピー受取可
定期預金口座(Post Office Time Deposit Account)	1 年口座:6.9% 2 年口座:6.9% 3 年口座:6.9% 5 年口座:7.7%	・最低預入額は 1000 ルピーと 100 の倍数 ・預入限度額なし	・個人が口座開設可 ・現金又は小切手で開設可 ・開設口座数に制限なし
一括預入・利子毎月 受取口座(Post Office Monthly Income Scheme Account)	7.6%/年	・最低預入額は 100 ルピーの倍数 ・預入限度額は個 人口座では 45 万 ルピー(共同名義口 座:90 万ルピー)	・満期 5 年 ・現金又は小切手で開設可能 ・開設口座数に制限なし ・開設後 1 年経過後から払い戻しができるが、開設 3 年未満では 2%、3 年 以上の場合は 1%の割引金利が適用される。
高齢者貯蓄口座 (Senior Citizen Savings Scheme)	8.6%/年	・1 口座 1 預金で、 1,000 ルピーの倍 数 ・預入限度額は 150 万ルピー	・原則 60 歳以上の個人が開設可 ・55 歳以上 60 歳未満の退職者や年金生活者も退職金受取後 1 か月以内 であれば開設可 ・満期 5 年。満期日 1 年以内の申請で 3 年間延長可 ・満期前の払戻しには低利率(開設後経過期間に応じて 1%か 1.5%)が適用
年金基金積立口座 (15 year Public Provident Fund Account)	7.9%/年(年ご との複利)	・最低預入額は 1 会計年度当たり 500 ルピー ・預入限度額は 1 会計年度当たり 15 万ルピー 一括預入又は 12 回分割預入	・個人は 500 ルピーから開設できるが、1 会計年度中の預金残高が 500 ル ピー以上にならなければならない ・満期は 15 年で、満期日から 1 年以内の申請で更に 5 年間ずつ延長可 ・満期受取金額は延長及び更に預金をすることなく保持することが可 ・満期前の払戻しは不可だが、開設後 7 会計年以降は引出しが可 ・利子は全て非課税 ・融資機能は 3 会計年度経過後可能 ・裁判所の判決による差し押さえはなされない
Kisan Vikas Ptra (KVP)	7.6%/年(年ご との複利)	・最低預入金額 1,000 ルピー ・預入限度額なし	・2011 年 11 月 30 日で終了したが、2014 年 11 月 18 日に再開 ・発行日から 2.5 カ年経過後に現金化可能
Sukanya Samriddhi Yojana Accounts	8.4%/年(年ご との複利)	・最低預入金額は 1 会計年度当たり 250 ルピー ・預入限度額は 1 会計年度当たり 15 万ルピー	・法定又は親権者(Legal Guardian/Natural Guardian)が女兒の名義で開 設可能(名義人が 10 歳未満に限る、1 名義人につき 1 口座) ・満期は 21 年で、名義人が 18 歳以上の場合に残高の 50%まで引出可能
国民貯蓄証書 (National Savings Certificate: NSC)	7.9%/年(年ご との複利)	・最低預入額は 100 ルピー ・預入限度額なし	
5 年物国民貯蓄証書 (Ⅷ発行)			

(出所) インディア・ポスト“Post Office Savings Schemes”、をもとに作成

<https://www.indiapost.gov.in/Financial/Pages/Content/Post-Office-Saving-Schemes.aspx> (閲覧日: 2020 年 3 月 13 日)

図表 10：郵便貯金銀行の貯蓄商品別口座数と残高（2019 年 3 月末）

種類	口座数	残高（億ルピー）
貯蓄口座 (Saving Accounts)	189,800,753	10,559.96
積立預金口座 (Recurring Deposit, RD)	118,752,677	10,240.70
定期預金口座 (Time Deposit, TD)	21,250,457	12,429.08
一括預入・利子毎月受取口座 (Monthly Income Scheme, MIS)	153,26,652	19,265.60
NSS Accounts (87&92)	271,331	311.88
年金基金積立口座 (Public Provident Fund, PPF)	2,604,498	7,852.53
高齢者貯蓄口座 (Senior Citizens Savings Scheme, SCSS)	1,724,424	5,570.67
定期預金 (Fixed Deposit)	390	1.77
MSY 口座 (MSY Accounts)	149,505	0.15
Sukanya Samriddhi Accounts	14,103,406	3,464.77
小計	363,984,093	69,697.11
5 年物国民貯蓄証書 (NSC VIII)	—	9,848.46
KVP (Kisan Vikas Patra)	—	1,930.54
KVP-2014 (Kisan Vikas Patra-2014)	—	9,362.61
小計	—	21,141.60
総計	—	90,838.71

（出所）インディア・ポスト “Annual Report 2019-20” 51 ページをもとに作成
<https://www.indiapost.gov.in/VAS/Pages/AboutUs/AnnualReport2019-20.aspx>

（2） 資金運用方法

郵便総局は、財務省の委託を受けて、郵便貯金銀行業務を行っていることから、資金の運用は財務省が行う。

（3） 貸付業務概要

インディア・ポストでは、貸付業務は実施できない。

(4) 送金・決済業務概要

即時送金サービス（Instant Money Order, iMO）という国内のオンライン送金サービスを全国の郵便局において提供している⁶⁷。このサービスは、1回の取引につき1,000ルピーから5万ルピーまでの送金ができ、同サービスを行っている郵便局であればどの郵便局においても送金後、数分で受け取ることができる。

一部の郵便局では、アメリカン・エクスプレス社の旅行小切手の販売や現金化サービスを提供している。

(5) 国際業務概要

2001年より米国のウェスタン・ユニオン社（Western Union Financial Services, WUFS）と9,955の郵便局で、国際送金サービスを提供している。2019年3月末の同サービスによる収益は0.822億ルピーである。⁶⁸

(6) 付随業務概要

郵便貯金銀行（Post Office Savings Bank, POSB）は、2001年1月22日からインド産業開発銀行系列のIDBI-Principal社と提携し、郵便局で投資信託の販売を開始した。このサービスは4つの都市の取扱指定郵便局で開始され、2001年6月15日からは、取扱局が全国の主要都市の取扱指定郵便局に拡大した。現在は150,000以上の郵便局でUTI Mutual Fund」のみの投資信託商品を販売している。

郵便局は年金サービスの窓口としても機能しており、主幹（Head）局では国民年金システム（National Pension System, NPS）の年金口座開設・掛金の預け入れが可能である⁶⁹。

また、郵便総局（Department of Posts, DoP）は1884年に国家公務員のための生命保険である郵便生命保険（Postal Life Insurance, PLI）スキームを導入した。当初は郵政職員のみを対象としていたが、今日では中央政府、州政府、地方公共団体等の公務員に拡大されている。更に1995年には地方に居住する社会的弱者、女性労働者といった人々の保険をカバーするために地方郵便生命保険（Rural Postal Life Insurance, RPLI）を導入した。2019年3月末の総契約件数は3,126万件、払込保険金の総額は3.1兆ルピーである（PLI、RPLIの合計）

PLIとRPLIの営業実績は図表11の通り。

67 インディア・ポストホームページ（2020年3月17日閲覧）
<https://www.indiapost.gov.in/Financial/Pages/Content/IMO.aspx>

68 インディア・ポスト “Annual Report 2019-20” p52

69 インディア・ポスト “Annual Report 2019-20” p52

図表 11 : PLI・RPLI の実績 (2019 年 3 月末)

種類	新規保険契約件数 (2019 年度中・1000 万 件)	新規契約金額 (億ルピー)	累計契約件数 (10 万件)	累計保険金総額 (億ルピー)
PLI	2.46	15,049.67	63.08	179,150.61
RPLI	6.64	9,181.39	249.52	132,460.84

(出所) インディア・ポスト “Annual Report 2019-20” 54 ページをもとに作成

4. 会計基準と財務諸表

郵便総局 (Department of Posts, DoP) や郵便貯金銀行 (Post Office Savings Bank, POSB) は政府の一機関という性質上、財務諸表を公開していない。郵便総局

(Department of Posts, DoP) の 2018 年度における総収入 (Total Revenue) は 1,348.3 億ルピー、そのうち、POSB に関連する収入は 860.0 億ルピーと、郵便総局の収入の約 6 割を占める。純支出 (Net Expenditure) は 2,712.9 億ルピーであった。2018 年度における赤字 (Deficit (Net Exp – Revenue)) は 1364.7 億ルピーであった⁷⁰。

⁷⁰ インディア・ポスト “Annual Report 2018-19” p67
<https://www.indiapost.gov.in/VAS/Pages/AboutUs/AnnualReport.aspx>

第4章 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

インドにおける主要なリテール金融機関としては、郵便局ネットワークを活用する郵便貯金銀行（Post Office Savings Bank, POSB）の他に、地域農村銀行（Regional Rural Banks, RRBs）、協同組合信用機関が挙げられる。

1. 郵便貯金銀行

(1) 郵便貯金銀行の特徴

郵便貯金銀行（Post Office Savings Bank, POSB）は財務省（Ministry of Finance, MoF）の「少額貯蓄制度」（Small Savings Schemes）の主実施機関として位置付けられている。少額貯蓄制度とは、社会のあらゆる階層の人々に対して、貯蓄習慣の奨励と少額貯蓄の動員を通じて国家の経済発展の中心的役割を果たさせることを目的とした財務省の制度である。

2015年1月21日、モディ政権は女性の教育資金や結婚費用の積立口座として「Sukanya Samriddhi Yojana」と呼ばれる女兒向けの少額貯蓄制度を開始したが、この商品も POSB の取扱商品である（POSB 以外に、インドステイト銀行（State Bank of India, SBI）や ICICI 銀行等の大指定商業銀行でも取り扱いがある）。10歳未満の女兒を名義人とし、法定後見人又は親権者が開設可能である。1開設者につき2口座までしか開設できない（但し、双子や三つ子を出産した場合は3口座目を開設可能）。年利は8.4%（2019年9月20日以降）で、POSBで提供される他の貯蓄商品に比べて優遇されている。満期は21年で、名義人が18歳を迎えた場合、次年度から預金額の50%を上限として期中引出が可能になる。郵便局による発行口座数は累計で14,103,406口座、預金残高は346.5億ルピーである（2019年3月末）⁷¹。

(2) 金融市場の中での郵便貯金銀行の競争力

全国の郵便局で9.1兆ルピーの預金残高（提供貯蓄商品合計）があり（2019年3月末）、インド最大手の預金金融機関の一つである。

この預金残高の規模は国内行で資産規模首位のインドステイト銀行（State Bank of India, SBI）の預金残高が29.14兆ルピー⁷²、第2位のHDFC銀行が9.2兆ルピーであること（2019年3月末）を踏まえると、預金の規模では最大手行に匹敵する。指定商業銀行の家計部門における2018年3月末の預金総額74.1兆ルピーと比較すると、郵便貯金残高はこのうちの9.7%に相当する。ただし、近年は預金総額に対する郵便貯金残高の占める割合が低下している。

⁷¹ インド財務省公示 G.S.R.863(E). (2014年12月2日)

https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/content/pdfs/494SSAC110315_A1.pdf

Sukanya Samriddhi Yojana ウェブサイト <http://www.sukanyasamriddhiaccountyojana.in/>

インド・ポスト“Post Office Savings Schemes” <https://www.indiapost.gov.in/Financial/Pages/Content/Post-Office-Saving-Schemes.aspx>、

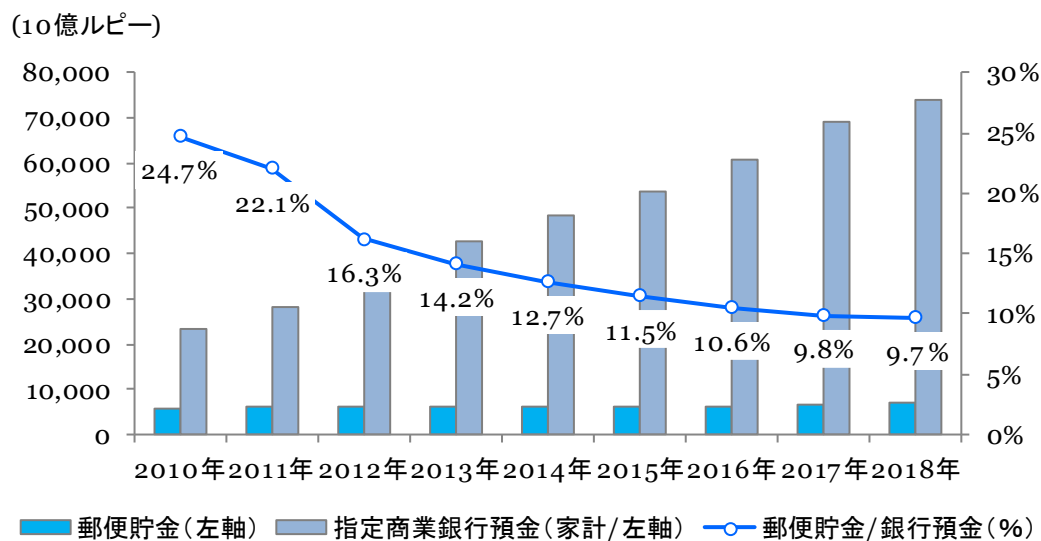
ICICI 銀行ウェブサイト <https://www.icicibank.com/personal-banking/investments/sukanya-samriddhi-yojana-account/index.page>

口座数、預金残高は郵便局のみの実績（出所：インド・ポスト“Annual Report 2019-20”^{P51}）。

⁷² インドステイト銀行“State Bank of India's ANNUAL REPORT for the year 2018-'19”

<https://sbi.co.in/corporate/AR1819/>

図表 12：家計部門における銀行預金と郵便貯金の残高比較



(注) 各年 3 月末の計数, 2018 年は 12 月末

(出所) インド準備銀行 RBI Bulletin “Composition and Ownership Pattern of Deposits with Scheduled Commercial Banks: March 2016” 16 ページ, 19 ページ, “同 March 2015” 33 ページ, “同 December 2018” 37 ページ

<https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/Bulletin/PDFs/1COMPOB6600407AAE946508400A17CC3D9E329.PDF>

<https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/Bulletin/PDFs/02ARA258D8D7EB1D4E48901BC0259917DD7C.PDF>

https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/Bulletin/PDFs/02AR_111220180F73AB0873744414AD564BAE69A28A43.PDF

https://www.rbi.org.in/scripts/BS_ViewBulletin.aspx

インディア・ポスト “Annual Report” (2010 年度版・2019 年度版) をもとに作成

<https://www.indiapost.gov.in/VAS/Pages/AboutUs/AnnualReport.aspx>

2. 地域農村銀行

(1) 地域農村銀行の特徴

地域農村銀行 (Regional Rural Banks, RRBs) は、農業セクターに特化した政策金融機関の全国農業農村開発銀行 (National Bank for Agriculture and Rural Development, NABARD) 等を資金面でのスポンサーとしており、政府資金と合わせて零細農家や小規模農業従事者、職人層に特化した貸付業務等を行っている。

また、地域農村銀行はインド特有の私的団体である共助グループ (Self-help group, SHG) に対しても融資している。共助グループとは、近隣の女性が少人数で構成する共助を目的とした組織であり、社会的地位や状況に近い立場の女性が協力して生活の向上や自立を目指すものである。

2014 年から 15 年にかけて、インド準備銀行 (Reserve Bank of India, RBI) は優先分野への貸付 (Lending to Priority Sector) に関する回状「Master Circular」や「Master Direction」、告示 (notification) を出し、地域農村銀行が優先して貸付を行うべき分野と、各分野に対する貸付割合等を定めた。

優先貸付分野に該当するのは、農業、零細・中小企業（micro, small and medium enterprises, MSMEs）、教育、住宅等である。地域農村銀行がこれらの分野に対して既往貸付額の 75%（優先分野に対する貸付合計）を目標に貸付を行うことを定めたガイドラインが 2016 年 1 月に発効した⁷³。優先貸付分野と貸付割合は図表 13 の通り。

図表 13 : RRBs の優先貸付目標（2016 年 7 月 7 日）

分野	貸付目標 (総貸付額に対する割合/%)
優先分野合計	75
農業	18
小規模・零細農業	8
零細企業	8
その他金融の弱い分野 (Weaker Sections)	15

（出所）インド準備銀行 “Regional Rural Banks - Priority Sector Lending – Targets and Classification”（2015 年 12 月 3 日）、“Master Direction - Regional Rural Banks - Priority Sector Lending – Targets and Classification”（2016 年 7 月 7 日）をもとに作成
<https://www.rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx?Id=10155&Mode=0>

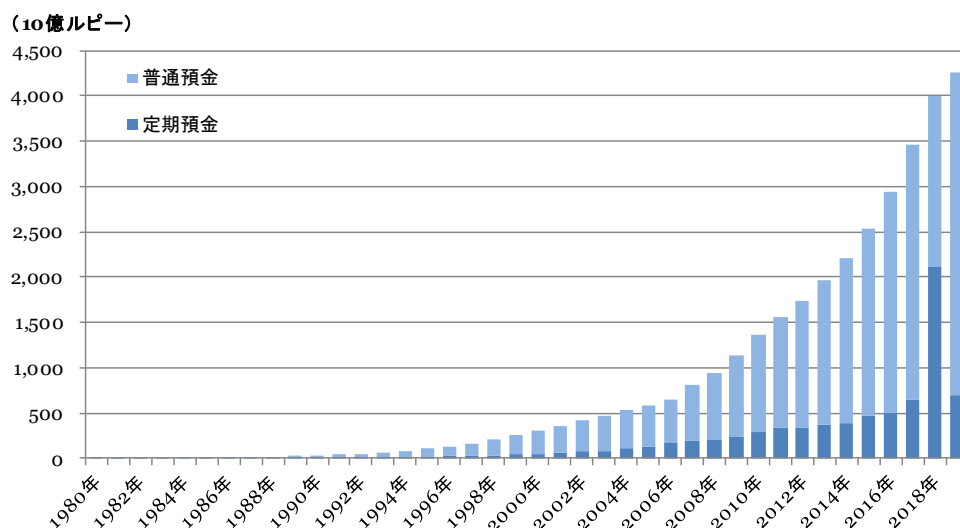
（2）金融市場の中での地域農村銀行の競争力

地域農村銀行（Regional Rural Banks, RRBs）の預金残高は 1985 年以降、毎年成長を遂げている（図表 14）。2018-19 年の預金残高は前年比 6.3% 増の 4.2 兆ルピーである⁷⁴。

⁷³ インド準備銀行 “Regional Rural Banks - Priority Sector Lending – Targets and Classification”（2015 年 12 月 3 日）
<https://rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx?Mode=0&Id=10155>

⁷⁴ インド準備銀行 “Handbook of Statistics on the Indian Economy 61. Important Banking Indicators - Regional Rural Banks - Outstanding”
<https://dbie.rbi.org.in/DBIE/dbie.rbi?site=publications>
 普通預金（demand）と定期預金（term）の合計値。

図表 14：地域農村銀行の預金残高の推移（各年 3 月末）



(出所) インド準備銀行 “Handbook of Statistics on the Indian Economy 61. Important Banking Indicators - Regional Rural Banks - Outstanding” をもとに作成
<https://rbi.org.in/scripts/AnnualPublications.aspx?head=Handbook%20of%20Statistics%20on%20Indian%20Economy>

(3) マハラシュトラ・グラミン銀行 (Maharashtra Gramin Bank)

地域農村銀行の一つであるマハラシュトラ・グラミン銀行は、マハラシュトラ州全域をカバーし、348 支店を有している（2018 年 2 月 1 日時点）。同銀行はバングラデシュのグラミン銀行 (Grameen Bank) とは無関係である。2019 年 3 月末時点で、総資産は 1,154.2 億ルピーであり、繰越利益は 39.8 億ルピーである⁷⁵。預金残高は 991.1 億ルピーであり、内訳として、当座預金 47.5 億ルピー、貯蓄預金 483.5 億ルピー、定期預金 460.1 億ルピーとなっている⁷⁶。預金顧客は貧困層が中心で、融資は農業関係、中小企業、共助グループ等を優先分野としており、これらの融資が全体の約 95% を占める。

⁷⁵ Maharashtra Gramin Bank, Database “Balance Sheet, March 2019”
<https://www.mahagramin.in/downloads/Balance%20Sheet%20March%202019.pdf>

⁷⁶ Maharashtra Gramin Bank, Database “Balance Sheet, March 2019”
<https://www.mahagramin.in/downloads/Balance%20Sheet%20March%202019.pdf>

3. 協同組合信用機関

(1) 協同組合信用機関の特徴

協同組合信用機関は、地域・農村に密着したリテール金融機関である。

【参考情報: The Maharashtra State Co-Operative Bank】

- ・協同組合信用機関 (Co-operative Credit Institutions) のひとつである The Maharashtra State Co-Operative Bank は、農村部の協同組合信用機関 (Co-operative Credit Institutions) の中では最大のネットワークを誇り、46 支店と 3 つの出張所 (エクステンションセンター) を有する (エクステンションセンターとは、金融包摂を目的とした出張所で、これらは農村部の郵便局の中にオフィスが設置されている)。
- ・The Maharashtra State Co-Operative Bank は、全国農業農村開発銀行 (英名: National Bank for Agriculture and Rural Development, NABARD) からリファイナンス資金の融資を受けており、その資金が 40% を占める。
- ・The Maharashtra State Co-Operative Bank では、八百屋、さとうきび生産者、布製品生産者、農家などが顧客の約 95% を占める (残り約 5% は一般市民)。これらの顧客の日々発生する売上を預かっており (「everyday deposit」と呼んでいる)、預金金利は郵便局よりも高い。
- ・仕事が忙しく、銀行に来ることができない顧客のため、銀行員が 2 交代制で巡回して預金を預かってくる仕組みを構築している。このような集金のための職員は信用が必要となるためすべて銀行の正規職員である。
- ・融資は地方の農業法人向けが多い。融資は、収入証明書や事業計画の健全性を判断しており、一般的に貸倒れは少ない。水不足などの天候不順が発生した場合には農家からの返済が滞るケースがあるが、最終的には保険が適用され回収が担保される仕組みとなっている。
- ・預金は組合員以外からも受け付けるが、貸出は組合員のみである。
- ・The Maharashtra State Co-Operative Bank の強みは、顧客へのコンサルティング支援にある。顧客との対面でのコミュニケーションを重視しており、ATM の導入については消極的である。今後は、コンサルティングサービスをより高度化させるため、顧客のビジネスモデルの構築や大企業とのコーディネートなどの支援に取り組む予定である。

(出所) 2013 年 11 月の現地調査をもとに作成

(2) 金融市場の中での協同組合信用機関の競争力

協同組合信用機関は、大きく都市協同組合銀行と農村協同組合信用機関に分かれるが、機関数は前者で 1,551 (2018 年 3 月末)、後者で 96,612 (2017 年 3 月末) とトータルで郵便局網に次ぐネットワークを有し、地域に密着したマイクロレンディングの実施機関として活動している。

協同組合信用機関のほとんどを占める農村協同組合信用機関の預金残高は、全業態合わせて 5.73 兆ルピー (2017 年 3 月末) である。

農村協同組合信用機関の預金源は農業従事者にはほぼ限定されているが、貯蓄口座の預金金利は年率 3.5% である (2018 年 12 月 31 日以降)。

4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け

インドにおける主要なリテール金融機関としては、全国 154,965 局 (2017 年 3 月末) の郵便局ネットワークを活用する郵便貯金銀行がある。そのネットワークは、指

定商業銀行全体の店舗数の約 12 万店舗を上回る規模である。また、郵便貯金銀行の預金残高（提供貯蓄商品合計）は 6.8 兆ルピーであり（2017 年 3 月末）、インド最大の預金金融機関の一つとなっている。

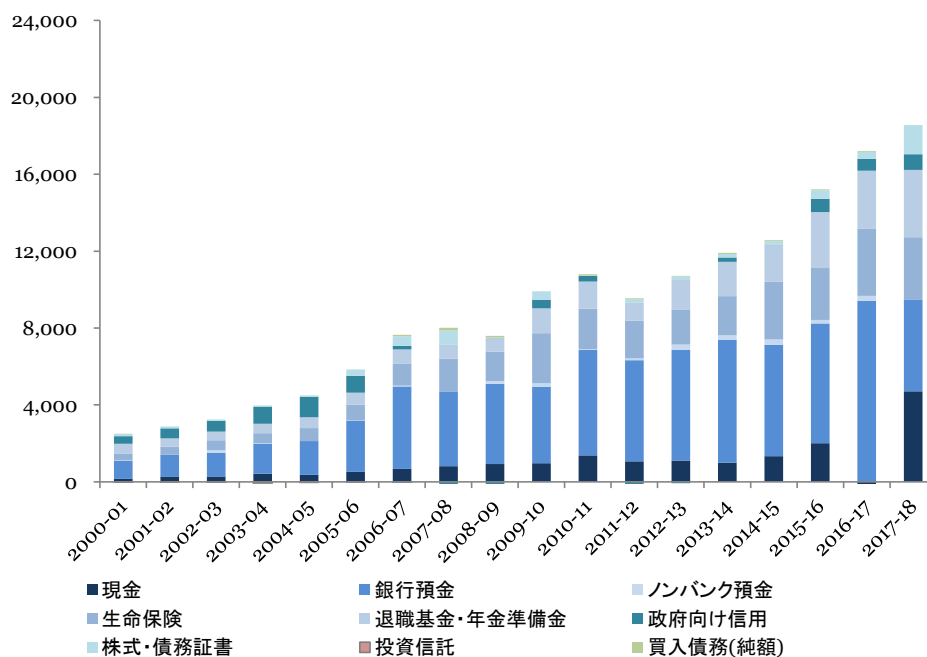
協同組合信用機関は、1,551（2018 年 3 月末）の都市協同組合銀行と、96,612（2017 年 3 月末）の農村協同組合信用機関があり、トータルで郵便局網に次ぐネットワークを有し、地域に密着したマイクロレンディングの実施機関として活動している。協同組合信用機関の預金残高は、都市協同組合銀行が 4.6 兆ルピー（2018 年 3 月末）、農村協同組合信用機関が 5.7 兆ルピー（2017 年 3 月末）であり、両者を合わせると郵便貯金銀行の 6.8 兆ルピー（提供貯蓄商品合計、2017 年 3 月末）を上回る規模である。

地域農村銀行は、4.0 兆ドルの預金残高を有し（2018 年 3 月末）、郵便貯金銀行の 6 割に相当する有力なリテール金融機関としての位置付けである。

5. 家計の金融資産・負債の動向

インドの個人金融資産は、中期的に見て順調に増加傾向にある。個人金融資産の純増のうち、銀行預金（Bank deposits）と生命保険（Life insurance fund）が占める割合が高く、両者を合わせると 84.4%を占める。他は退職基金・年金準備金（Provident and pension fund）や株式・債務証券（Shares・Debentures）がそれぞれ 19.3%、11.9%を占めている（2017 年度）。

図表 15：個人金融資産の純増の構成（2000-2017 年度/10 億ルピー）

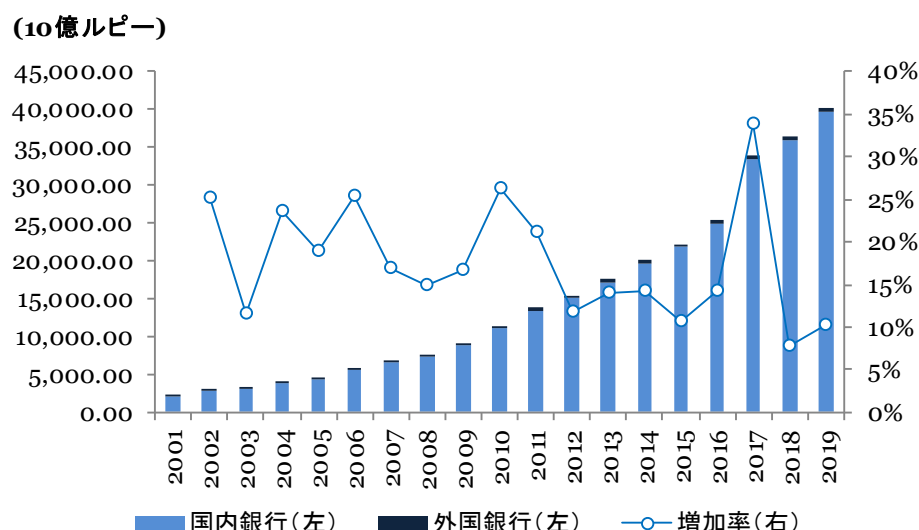


（出所）インド準備銀行 “Handbook of Statistics on Indian Economy 2017-18” 38 ページをもとに作成
<https://rbi.org.in/Scripts/AnnualPublications.aspx?head=Handbook%20of%20Statistics%20on%20India%20n%20Economy>

(1) 預金等の受入れ（商品、預金残高）

貯蓄口座の預金残高は、指定商業銀行の口座合計で **40 兆** ルピーであった（**2019 年 3 月末**）。預金残高はほぼ毎年 **10%** 以上増加している。**2017 年 3 月末** については、前年 11 月に廃貨された高額紙幣が銀行に預金されれば価値を保つとされたため、残高は急増した。**2018 年 3 月末** については、その反動で残高の伸び率が鈍化した。

図表 16：貯蓄口座の預金残高推移

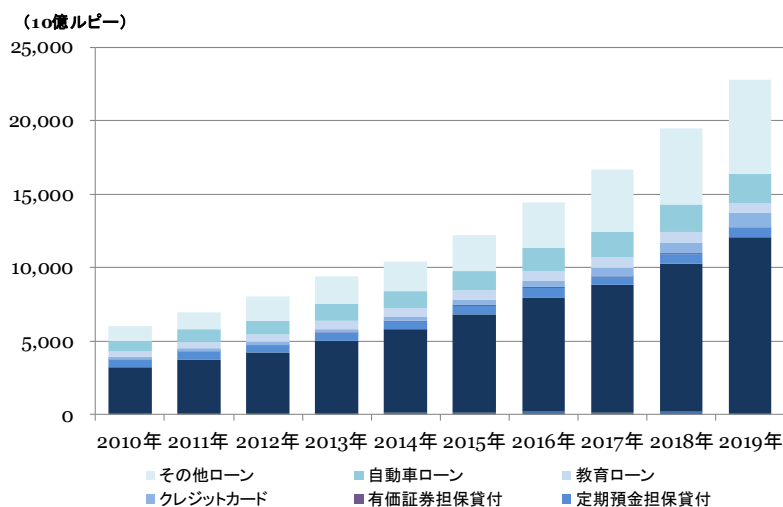


(出所) インド準備銀行 “HANDBOOK OF STATISTICS ON INDIAN ECONOMY**2018-19**” 98 ページをもとに作成

(2) 資金の貸付等（商品、融資残高）

個人向けローンは **2018 年 7 月末** で **19.4 兆** ルピーであり、内訳を見ると、住宅ローンの割合が **51.8%** と過半を占めている（図表 17）。

図表 17：個人ローン貸出内訳（2010-2019 年）



(注) 各年 7 月の値。

(出所) インド準備銀行 “HANDBOOK OF STATISTICS ON INDIAN ECONOMY**2018-2019**(266 ページ)、2017-18(268 ページ)、2016-17(282 ページ)、2015-16(284 ページ)、2014-15(286 ページ)、2013-

14(286 ページ)、2012-13(291 ページ)、2011-12 (277 ページ)、2011-12 (277 ページ)、2010-11 (297 ページ)、2009-10 (277 ページ) ”

第 5 章 最近の金融動向と今後の展望

1. 最近の金融動向

(1) マイクロファイナンス機関に対する規制の動向

現在、インドでは政府によるマイクロファイナンス機関に対する規制が議論されている。大手のマイクロファイナンス機関は既にインド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）の監督下にあるものの、その他の中小金融機関が 26-40% という高金利で、場合によっては同じ借入者に複数機関が貸す等の課題がある。

そのため近年では資金回収が順調に進まず、財務状況が逼迫しているマイクロファイナンス機関が増え、強引な資金回収方法を試みた結果、何人もの債務者を自殺に追い込んだとメディアで報道された。結果として、マイクロファイナンス機関の資金回収方法が全国的に話題を呼び社会的問題へと発展した。

それに対応して連邦政府は 2011 年 7 月にマイクロファイナンス機関に関する、「マイクロファイナンス機関（発展・規制）法案」（Micro Finance Institutions（Development and Regulation） Bill）を公表した。同法案ではマイクロファイナンス機関の規制当局を、各州政府から RBI へ移行し、マイクロファイナンス機関の財務状況を一元的に監督することとした⁷⁷。またマイクロファイナンスの実施主体を、1949 年銀行規制法に定義される「銀行」ではなく、「機関（organization）」と位置づけ、1 個人につき 50 万ルピー（RBI の許可がある場合 100 万ルピー）までの小額貸付手段を提供する機関と定めた。

同法案では、中央政府がマイクロファイナンス発展審議会（Micro-Finance Development Council）を創設し、マイクロファイナンス機関の発展のための方針や手段について助言を行う。更に、州マイクロファイナンス審議会（State Micro-Finance Council）を創設し、それぞれの州において地方マイクロファイナンス委員会（District Micro-Finance Committee, DMFC）の活動の調整責任を負わせることにした。

しかし 2014 年 2 月、同法案はインド連邦議会（ヒンドゥー語名：Lok Sabha）において否決された。その主な理由は、RBI は既に大手のマイクロファイナンス機関を監督しており、地方に点在する各マイクロファイナンス機関を監督するのは非効率かつ負担増につながると主張したこと、及び同銀行が全てのマイクロファイナンス機関を一元的に監督することにつき強く反発する州政府がある等、関係者間で十分な合意が形成されていないためである。

ただし議会の金融委員会（Standing Committee on Finance）は、中央政府に対し、RBI と州政府を含む関係者との更なる協議を実施した上で、同法案を再検討するよう指示した。

アンドラ・プラデーシュ州では、従来の貸出機関にアクセスできない人に高金利で小額の貸付を行うマイクロファイナンス事業に関する法律が施行され、規制当局による厳正な監視が行われている⁷⁸。

77 Wall Street Journal “India Releases Draft Bill on Microfinance Regulations” (2011 年 7 月 11 日)
<http://online.wsj.com/article/SB10001424052702303365804576430911193252084.html>

78 The Hindu “Parliamentary panel asks govt to bring fresh Micro Finance Bill” (2019 年 11 月 22 日閲覧)

(2) 金融包摂政策 「Jan-Dhan Yojana」

現在のナレンドラ・モディ (Narendra Damodardas Modi) 政権 (2014 年 5 月～) は、低所得者等の社会的弱者への施策を立て続けに打ち出している。住宅供給、衛生向上のほか、国民の誰でも貯蓄口座・保険等基本的な金融サービスを利用できるようにするための国家的事業として「Jan-Dhan Yojana (JDY)」と呼ばれる政策が 2014 年 8 月に開始された。

同政策では、国内のあらゆる銀行 (Business Correspondent(BC)を含む⁷⁹) で簡易な書類手続きにより、最低預金残高の定めのない貯蓄口座、生命保険 (支払限度額 3 万ルピー)、損害保険 (支払限度額 20 万ルピー)、1 世帯 1 口座で 10,000 ルピーを限度とする当座貸越等のサービスが提供される⁸⁰。

2014 年 8 月の開始以来、同政策で開設された口座数は 3.8 億口座 (うち地方部 2.2 億口座、都市部 1.6 億口座) に達し⁸¹、10790.4 億ルピーの預金残高がある (2019 年 12 月 4 日時点) ⁸²。

前シン政権下の 2011 年にも金融包摂キャンペーンが開始されていたが、銀行口座を有する世帯を増やそうとする JDY と比べると目標が限定され、成果も十分に上がらなかった。2011 年のキャンペーンは住民 2,000 人以上の村落に対する金融サービスの提供に焦点が当てられ、対象となった 592,000 村落のうち、カバーできたのは 74,000 村落にとどまった。

モディ政権下の JDY による銀行口座の開設は、他の 2 つの要素と合わさって、JAM と呼ばれる三位一体の動きとして展開した⁸³。第一に、JAM の J は JDY である。貧困層に給付する政府の補助金について、従来は仲介者が着服するなど、必要とする人に行き渡らないという問題があったが、モディ首相が銀行口座に直接振り込むと宣言したことで、口座開設に拍車がかかった。第二に、JAM の A は Aadhar (アール) と呼ばれるインド版マイナンバー制度である。生体認証 (目の虹彩や指紋) を基に全国民に 12 桁の番号が割り振られた。Aadhar は前政権によって着手されたが、モディ政権によって精力的に進められ、生体認証の登録数が飛躍的に伸びた。戸

<http://www.thehindu.com/business/Industry/parliamentary-panel-asks-govt-to-bring-fresh-micro-finance-bill/article5699350.ece>

79 インド準備銀行は、銀行が支店を開設することができない遠隔地で、基本的な銀行業務を提供する仲介機関・代理人として企業および個人が働くことを認めている。このような代理人を Business Correspondent(BC)と呼ぶ。インド準備銀行によって、BC が行える業務は決められており、小規模の貯蓄口座、最低預金が少ない固定預金と定期預金、顧客への送金、マイクロクレジット、保険等を業務として提供することができる。当初、BC として働くことを許可された事業体は、NGO やマイクロファイナンス金融機関のみであった。その後、退職した銀行員や公務員、教師等、一般の個人も BC として働くことが認められるようになった。

indianeconomy.net “What is the Business Correspondent (BCs) model for financial inclusion?”

<https://www.indianeconomy.net/splclassroom/what-is-the-business-correspondent-bcs-model-for-financial-inclusion/>
公益財団法人 国際通貨研究所 “最近のインドにおける金融包摂取り組み”

https://www.iima.or.jp/Docs/topics/2016/285_j.pdf

80 Pradhan Mantri Jan Dhan Yojana (PMJDY) “Scheme Details”

<https://www.pmjdy.gov.in/scheme>

81 2015 年、同政策に基づく口座開設数 (2014 年 8 月 23 日-29 日: 18,096,130 口座) がギネス記録 (Guinness World Records) に登録された。

82 Pradhan Mantri Jan Dhan Yojana (PMJDY) “Progress-Report”

<https://www.pmjdy.gov.in/account>

83 Subbarao D” Digital Technologies Powering the Challenge of Financial Inclusion in India” (2018 年 9 月 27 日)

<https://www.isas.nus.edu.sg/wp-content/uploads/2018/09/ISAS-Insights-No.-517-Digital-Technologies-Powering-the-Challenge-of-Financial-Inclusion-in-India.pdf>

籍制度が不十分なインドでは、口座開設に必要な身分証明は困難だったが、Aadhar によって容易に口座が開設できるようになった。第三に、JAM の M は Mobile Phone（携帯電話）である。モディ政権期はスマートフォンの普及期と重なり、銀行支店や ATM のない遠隔地でもスマートフォンを通じて口座に容易にアクセスできるようになったことで、口座開設の機運が高まった。また、文字の読めない人が多いインド人向けにスマートフォンアプリが開発されたことも、モバイルフォン・バンキングの普及に一役買った。以上のように、JDY による金融包摂は、マイナンバー制度と携帯電話の活用 に 立脚している点に特徴がある。

(3) 新銀行設立

インド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）は、2013 年 2 月に 10 年振りとなる新銀行の新規参入許可申請のためのガイドラインを発表した。過去 20 年において、インドは、1992 年と 2003 年の 2 回しか新銀行設立（計 12 行）を認めておらず、3 回目となる今回は、新銀行設立の目的の一つとして、低所得者層を金融サービスの利用者に引き込む狙いがある。

そのため、新銀行の設立のための申請のガイドラインとして、支店数の 25% は農村地域に設立すること、新銀行の事業計画に金融包摂への取組みと実現手段を提案することといった要件が含まれている。

申請期限である 2013 年 7 月 1 日までに郵便総局（Department of Posts, DoP）を含む 25 の企業・公的機関が応募した。RBI は同行内にハイレベル諮問委員会を設け、申請内容を審査の上、2014 年 4 月に、インフラファイナンス機関の IDFC Limited とマイクロファイナンス機関のバンダン・フィナンシャル・サービスズ（Bandhan Financial Services, BFSPL）の 2 社に対して銀行設立に係る予備免許（in-principle approval）を付与した。この予備免許は 18 ヶ月間有効であり、その間に 2 社はインド準備銀行が定める設立条件を満たした上で正式な営業免許を 2015 年に取得した。

DoP も銀行免許取得申請を行ったものの、別途インド政府と協議した上で決定することが望ましいとされたため、この時点では予備免許の取得には至らなかった。

RBI は、2014 年 7 月 17 日、更なる金融包摂を推進することを目的に、提供する金融商品には制限があるものの営業地域は限定されない銀行（支払銀行：Payments banks）、或いは、基礎的な金融商品全般が提供できるものの営業地域には限定がある銀行（小型銀行：Small Finance Banks）を設立するための許可申請ガイドライン案を公表した。同案は、2014 年 11 月 27 日に正式なガイドラインとして発効した⁸⁴。

新設される支払銀行と小型銀行の概要は次の通りである。

① 支払銀行

金融弱者にとって、金融サービスを受け、貯蓄口座を保有する需要は高く、送金サービスは、マクロ経済的にもミクロ経済的にも有益であるが、手数料が高いことから、その有益性を損なってきた。

84 インド準備銀行 “RBI releases Guidelines for Licensing of Small Finance Banks in the Private Sector”（2014 年 11 月 27 日） https://rbi.org.in/scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=32614

このことから、支払銀行設立の主要な目的は、①少額貯蓄口座の提供、②海外労働者、低所得者、小企業、非公式団体等への送金・受払サービスの提供を行うことである。

支払銀行は、2013 年会社法の会社（public limited company）として登録され、1949 年銀行法により、要求払預金（当座貯金、貯蓄預金）の受入（顧客 1 人当たり 10 万ルピーを上限とする）、支払・送金サービス、インターネットバンキングの金融サービスの提供のみに限定される条件が付いた営業許可が交付される。貸付業務を行うことはできない⁸⁵。

資金の運用方法として、集めた要求払預金の 75%以上をインド準備銀行が承認する償還期間一年以内の政府短期証券（T-Bills）へ投資することが求められる。また、同じく要求払預金の 25%を限度として自行以外の指定商業銀行の定期預金又は固定預金（time/fixed deposits）とすることが認められている⁸⁶。

支払銀行には、他の銀行との違いを明確にするために、銀行名に「Payments Bank」の文字を入れなければならない。支払銀行を設立できる者は、銀行に該当しないプリペイド支払手段提供者（non-bank Pre-paid Payment Instrument issuers）、ノンバンク金融会社、ビジネス・コレスポンデント会社、携帯電話会社、スーパーマーケット・チェーン、一般会社、不動産協同組合、公共機関である。

②小型銀行

小型銀行の設立目的は、①金融弱者に貯蓄手段を提供、②小企業、小規模農家、非公式団体等への信用供与を営業地域限定で提供することにより、更なる金融包摂を推進することである。小型銀行の営業地域は、自地域（district）と近接する地域に限定される。

小型銀行を設立できる者は、銀行業務の経験が 10 年以上ある者、一般会社及び協会、ノンバンク金融会社、マイクロファイナンス機関、地域銀行（Local Area Banks, LABs）である⁸⁷。支払銀行及び小型銀行の払込最低資本金は、10 億ルピーであり、そのうち設立発起人は 4 割以上を払込み、その額を 5 年間は維持しなければならない。

以上の支払銀行、小型銀行の設立について、RBI は 2015 年 2 月、それぞれ 41 社、72 社から申請があったこと、及び申請した機関名を公表した⁸⁸。

そして 2015 年 8-9 月にかけて、RBI は支払銀行と小型銀行の予備免許（in-principle approval）を交付した機関名を公表した。予備免許は 18 ヶ月間有効であり、その間に各機関は本免許の取得作業を行うこととなった。DoP も申請を出し、支払銀行の予備免許を交付された。

85 インド準備銀行 “Guidelines for Licensing of “Payments Banks” (2014 年 11 月 27 日)
<https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/Content/PDFs/PAYMENT271114.pdf>

86 インド準備銀行 “Guidelines for Licensing of Payments Banks”
https://rbi.org.in/scripts/bs_viewcontent.aspx?Id=2900

87 その後、後述のとおり、2019 年 12 月に RBI によってガイドラインが定められ、経営開始から 5 年以上経過した支払銀行も小型銀行に業態転換できるようになっている。

88 インド準備銀行“RBI releases Names of Applicants of Small Finance Banks and Payments Banks” (2015 年 2 月 4 日)
http://www.rbi.org.in/scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=33164

図表 18：支払銀行と小型銀行の予備免許取得機関・営業開始機関（2019 年 12 月末）

支払銀行 (Payment Banks)		小型銀行 (Small Finance Banks)	
銀行名	営業開始日	銀行名	営業開始日
Aditya Birla Idea Payments Bank Limited	2018/2/22	Au Small Finance Bank Limited (Au Financiers (India) Limited, Jaipur)	2017/4/19
Airtel Payments Bank Limited commences operations (Airtel M Commerce Services Limited)	2016/11/23	Capital Small Finance Bank Ltd. (Capital Local Area Bank Ltd.)	2016/9/5
Cholamandalam Distribution Services Limited	予備免許返上	Fincare Small Finance Bank Limited (Disha Microfin Private Limited, Ahmedabad)	2017/7/21
India Post Payments Bank Limited commences operations (Department of Posts)	2017/1/30	Equitas Small Finance Bank Limited (Equitas Holding P Limited)	2016/4/24
FINO Payments Bank Limited commences operations (FINO PayTech Limited, Navi Mumbai)	2017/7/30	ESAF Small Finance Bank Limited (ESAF Microfinance and Investments Private Limited)	2017/3/10
NDSL Payment Bank Limited	2018/10/29	Jana Small Finance Bank	2018/3/28
Jio Payment Bank Limited	2018/4/3	North East Small Finance Bank Limited (RGVN (North East) Microfinance Limited, Guwahati)	2017/10/17
Shri Dilip Shantilal Shanghvi	予備免許返上	Suryoday Small Finance Bank Limited (Suryoday Micro Finance Private Limited, Navi Mumbai)	2017/1/23
Paytm Payments Bank Limited commences operations (Shri Vijay Shekhar Sharma)	2017/5/23	Ujjivan Small Finance Bank Limited (Ujjivan Financial Services Private Limited, Bengaluru)	2017/2/1
Tech Mahindra Limited	予備免許返上	Utkarsh Small Finance Bank Limited (Utkarsh Micro Finance Private Limited, Varanasi)	2017/1/23
Vodafone m-pesa Limited	予備免許返上		

（注）銀行名カッコ内は、予備免許取得時の名称。カッコ外は営業開始時点の名称。

（出典）インド準備銀行プレスリリースをもとに作成⁸⁹

通信大手の Airtel による支払銀行「Airtel Payments Bank」が 2016 年 11 月に同社のリテールサービス拠点を利用する形で営業を開始し、更に 2017 年 1 月 3 日に電子決済大手の Paytm が RBI から支払銀行営業の最終的な許可を交付され（申請上の名称は「Shri Vijay Shekhar Sharma」）、2018 年 5 月 23 日から営業を開始した。また DoP も 2017 年 1 月末より地域限定で営業を開始し、2018 年 9 月 1 日より India Post Payments Bank として正式に営業を開始した（詳細は次節「2. 郵便貯金の今後の動向」を参照）。

他方で、支払銀行の予備免許を交付された機関のうち「Tech Mahindra Limited」、「Shri Dilip Shantilal Shanghvi」、「Cholamandalam Distribution Services Limited」の 3 機関は本免許の取得を撤回したと報じられた。撤回の理由と

⁸⁹ インド準備銀行プレスリリース

“RBI grants “in-principle” approval to 11 Applicants for Payments Banks”

https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=34754

“Airtel Payments Bank Limited commences operations”

https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=38677

“FINO Payments Bank Limited commences operations”

https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=40915

“Paytm Payments Bank Limited commences operations”

https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=40528

“India Post Payments Bank Limited commences operations”

https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=39409

“Aditya Birla Idea Payments Bank Limited commences operations”

https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=43207

“Jio Payments Bank Limited commences operations”

https://www.rbi.org.in/scripts/FS_PressRelease.aspx?prid=43549&fn=2

“NSDL Payments Bank Limited commences operations”

https://www.rbi.org.in/Scripts/FS_PressRelease.aspx?prid=45349&fn=2745

して、支払銀行は運用資産に定めがあり資金貸付業務はできないこと、顧客を集める為の熾烈な利下げ競争が懸念されることが挙げられている⁹⁰。

そして、2018年2月に営業を開始した **Aditya Birla Idea Payments Bank Limited (ABIPBL)** は、2019年7月に早くも営業を停止すると決定した⁹¹。僅か17カ月で営業停止を決めた背景には、業態規制による収益性の問題があった。また、予備免許を交付されたものの正式な営業を開始していなかった **Vodafone m-pesa limited** は、2019年5月頃から **ABIPBL** との合併を模索していたが、**ABIPBL** の営業停止決定に伴い、合併の中止と支払銀行としての営業開始を断念している⁹²。

RBI は、支払銀行の直面する業態規制の問題を鑑み、2019年12月に小型銀行への業態転換を認めるガイドラインを発表している⁹³。業態転換を認める条件としては、支払銀行としての営業から5年以上経過していること、最低資本金を10億ルピーから20億ルピーとすることなどが規定されている。営業中の支払銀行のうち、**Paytm Payments Bank**、**FINO Payments Bank**、そして **India Post Payments Bank** が小型銀行への業態転換に関心を示している。また、2016年以降、小型銀行の予備免許を交付された機関のうち、「**Capital Small Finance Bank Ltd. (Capital Local Area Bank Ltd.)**」(営業開始日：2016年9月5日)、「**Equitas Small Finance Bank Limited (Equitas Holding P Limited)**」(同2016年4月24日)、「**Suryoday Small Finance Bank Limited (Suryoday Micro Finance Private Limited, Navi Mumbai)**」(同2017年1月23日)、「**Utkarsh Small Finance Bank Limited (Utkarsh Micro Finance Private Limited, Varanasi)**」(同2017年1月23日)、「**Ujjivan Small Finance Bank Limited (Ujjivan Financial Services Private Limited, Bengaluru)**」(同2017年2月1日)、「**ESAF Small Finance Bank Limited (ESAF Microfinance and Investments Private Limited)**」(同2017年3月10日)、「**Au Small Finance Bank Limited (Au Financiers (India) Limited, Jaipur)**」(同2017年4月19日)、「**Fincare Small Finance Bank Limited (Disha Microfin Private Limited, Ahmedabad)**」(同2017年7月21日)、「**North East Small Finance Bank Limited (RGVN (North East) Microfinance Limited, Guwahati)**」(同2017年10月17日)「**Jana Small Finance Bank Limited**」(同2018年3月28日)が営業を開始した⁹⁴。

90 FIRSTPOST “3 firms drop off payments bank list: What is spooking the aspirants?” (2016年5月27日)

<http://www.firstpost.com/business/3-firms-drop-off-payments-bank-list-what-is-spooking-the-aspirants-2799624.html>

91 **Economic Times** “Aditya Birla Idea Payment Bank to close operations”(2019年7月21日)

<https://economictimes.indiatimes.com/industry/banking/finance/aditya-birla-idea-payments-bank-to-close-operations/articleshow/70309018.cms>

92 <https://www.livemint.com/industry/telecom/voda-idea-to-close-m-pesa-biz-writes-off-rs-210-cr-for-payments-bank-closure-1564421551275.html>

93 https://www.rbi.org.in/scripts/bs_viewcontent.aspx?Id=3797

94 インド準備銀行プレスリリース

“Suryoday Small Finance Bank Limited commences operations”

https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=39351

“Equitas Small Finance Bank Limited commences operations”

https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=38034

“Suryoday Small Finance Bank Limited commences operations”

https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=39351

“Utkarsh Small Finance Bank Limited commences operations”

https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=39352

“Ujjivan Small Finance Bank Limited commences operations”

https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=39436

“ESAF Small Finance Bank Limited commences operations”

https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=39800

“Au Small Finance Bank Limited commences operations”

https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=40212

(4) 金融関連法案

① ブラックマネー関連

2015 年 5 月、ブラックマネーの抑制を目的とした 2015 年「ブラックマネー（未申告国外所得と資産）・課税法」（Black Money（Undisclosed Foreign Income and Assets） and Imposition of Tax Act, 2015）が国会で承認された。同法はインドにおける「通常の居住者」（Resident and Ordinary Resident, ROR）を対象に国外の銀行口座や金融・不動産資産についての情報開示を求めるもので、隠蔽や申告漏れに対しては、高額な課徴金に加えて罰金・禁固刑等が課される可能性がある⁹⁵。ただし 50 万ルピー以下の海外銀行口座については確定申告が不要となる（ブラックマネー・課税法第 42 条、43 条）等、適用除外が設けられている。

2016 年度にインド連邦政府は所得申告スキーム（Income Declaration Scheme, IDS）を導入した。これは 2016 年 9 月 30 日を期限として、未申告の収入を当局に申告する場合、通常よりも罰金・課徴金を軽減するという制度である⁹⁶。

2016 年 11 月 8 日夜、モディ首相は声明を出し、翌 11 月 9 日より 500 ルピー紙幣及び 1,000 ルピーの高額紙幣が法定通貨の効力を失い、同時に新紙幣（500 ルピー、2,000 ルピー）を発行することを発表した。旧高額紙幣は 2016 年末まで預金として銀行への預入が可能としたことで、市民が銀行窓口に殺到し、銀行窓口や ATM での預金引出額に上限が課せられる等、発表当初は経済的に大きな混乱が生じた⁹⁷。これは現金の形で保有されている不正蓄財を地上経済に還流させる目的があるとされる。この施策によって市中銀行には約 11 兆ルピーの現金が流入したが、過剰流動性のリスクを警戒したインド準備銀行が同行への法定準備率を引き上げたことで、銀行の手元流動性が減少し、業界からの反発が起こった。

② 租税回避関連

インド政府は租税回避に関する国際協力を進めており、米国のオフショア口座に関する「外国口座税務コンプライアンス法」（Foreign Account Tax Compliance Act, FATCA）に基づき、米国との政府間協定（Inter-Governmental Agreement, IGA）に署名した（2015 年 7 月）。この協定に基づき、両国は自国における相手国居住者の口座情報等を互いに報告する。更にインド政府は G20 や OECD が租税回避対策のため共同策定した「自動情報交換に係る共通報告基準」（Common Reporting Standard

“Fincare Small Finance Bank Limited commences operations”
https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=41147
“North East Small Finance Bank Limited commences operations”
https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=42001
“Jana Small Finance Bank Limited commences operations”
https://rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=43524

⁹⁵ PwC 「インド投資ガイド 2015 年」

⁹⁶ JETRO ウェブサイト

⁹⁷ 2017 年 2 月 1 日をもって、ATM の現金引出制限が解除された。

on Automatic Exchange of Information (CRS)) にも参画し、2017 年に加盟国との情報交換を開始済みである^{98 99 100 101}。

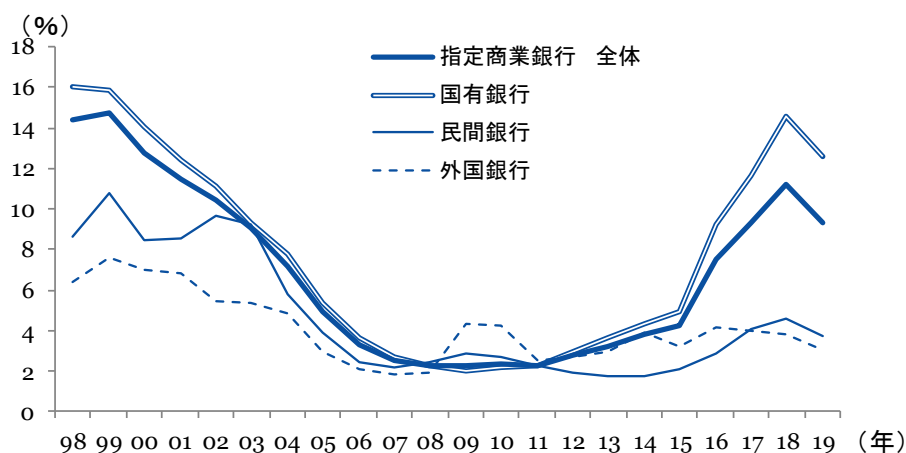
「自動情報交換に係る共通報告基準」 (Common Reporting Standard on Automatic Exchange of Information) は、経済協力開発機構 (OECD) が参加している管轄区域間の税務署の金融口座情報を体系的かつ定期的に交換するために整備された。この国際的な取り組みは、米国の外国勘定税務遵守法 (FATCA) や EU 貯蓄指令などの情報共有法に基づき、税の透明性と相殺措置を改善する手段として構築されている¹⁰²。

このような国際協力の取り組みに伴い、2014 年から漸次 1961 年所得税法や 1962 年所得税規則 (Income-tax Rules, 1962) の改正が行われてきた。今後は実施にあたって具体的なルールが順次策定されている。

(5) 不良債権問題

インドでは、2012 年頃から銀行の不良債権比率が上昇し始めた。2013 年に就任したインド準備銀行のラジャン前総裁は、不良債権の実態を把握するため、2015 年から一部の銀行に対する検査を厳格化し、2017 年 3 月までに適切な引当金を積むよう指示した。この措置を受け、不良債権比率は一気に跳ね上がった (図表 19)。

図表 19 : 不良債権比率



(注) 各年 3 月

(資料) インド準備銀行 ” Financial Stability Report June 2019 ”、p19 をもとに作成

<https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs//PublicationReport/Pdfs/FSRJUNE2019E5ECDDAD7E514756AFEF1E71CB2ADA2B.PDF>

98 インド所得税局 “Guidance Note on Implementation of Reporting Requirements under Rules 114F to 114H of the Income-Tax Rules, 1962”

<http://www.incometaxindia.gov.in/news/guidance-note-for-fatca-crts-31-12-2015.pdf>

99 The Economic Times “Warning bells till Christmas for foreign account holders (2018 年 2 月 7 日閲覧)

<https://economictimes.indiatimes.com/news/economy/policy/warning-bells-till-christmas-for-foreign-account-holders/articleshow/61043520.cms>

100 OECD Latest Document

<http://www.oecd.org/ctp/exchange-of-tax-information/latestdocuments/3/>

101 OECD ホームページ (2019 年 11 月 22 日アクセス)

<https://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/crs-implementation-and-assistance/crs-by-jurisdiction/#d.en.345489>

102 KPMG “Automatic Exchange of Information –The Common Reporting Standard”

<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/pdf/2016/06/automatic-exchange-of-information-the-common-reporting-standard.pdf>

不良債権の大部分は、指定商業銀行の貸出資産ベースで7割を占める国有銀行部門が抱えている。対照的に、民間銀行と外国銀行の不良債権比率は抑制されている。また、セクター別では、PPP（官民連携）による交通や電力等のインフラプロジェクトや、鉄鋼、セメント、鉱業等、インフラ関連の部門が目立つ。

不良債権が増えた背景としては、2004～10年の景気拡大期に企業の投資需要が高まったことに対して、銀行は積極的に貸出を行ったことがある¹⁰³。しかし、①2010年以降に景気が減速して事業の採算が悪化したことや、②政府の許認可を受けられる見込みで融資を実行したプロジェクトについて、汚職の続発で許認可行政が停滞してプロジェクトは中断したことなどから、不良債権が発生するに至った。

また、不良債権が国有銀行のインフラ関連融資に集中している理由については、国有銀行に対して政府からの圧力があったためと指摘されている。国策としてインフラ整備を進めるため、政府は国有銀行に対してインフラ関連分野への融資を指導し、国有銀行としても採算を甘く見積もって融資に踏み切った。ガバナンスの問題が、不良債権問題の根本的な原因である。

不良債権を処理するために、「3つのR」が進められてきた¹⁰⁴。第1のRはRecognition（精査）で、2015年からラジャン前総裁が厳格化した不良債権の洗い出しである。第2のRはResolution（処理）である。不良債権を処理する法的枠組みとして、破産法が2016年に改正された。約100年前に制定された旧破産法は現代の経済情勢に合致しておらず、清算処理を行うには長期の時間を要した。破産法改正により、インド準備銀行は市中銀行に対して迅速に清算手続きを開始するよう指導できる権限を得た。第3のRはRecapitalization（公的資本注入）である。不良債権処理で損失が発生することに備えて、政府が国有銀行に対して2.11兆ルピー（約3.2兆円）の資本注入を行うと2017年に発表した。

不良債権処理の進捗状況を確認すると、2017年にインド準備銀行が12の大口債務者（不良債権全体の25%に相当）について、破産法に基づく手続きを開始するよう銀行に指導し、その処理が進行中である。また、約30社の準大口不良貸出先についても、同様の指導・処理が行われている。

また、大量の不良債権を抱えた11の国営銀行に対し、インド準備銀行は経営健全化のため早期是正措置を2017年から適用している。措置の内容としては、不良債権比率が6%以上など特定の指標を基にして、銀行に対して新規貸出や支店開設の禁止などを科している。早期是正措置を巡っては、2018年10月にインド準備銀行と政府の対立が表面化した。政府は、早期是正措置によって中小企業の資金繰りが悪化しているとして、インド準備銀行に対して措置の見直しを求めた。これに対し、インド準備銀行は中央銀行の独立性が損なわれると反発し、パテル総裁の辞任観測が浮上した。結局、2018年12月10日、パテル総裁は任期を1年近く残して「個人的理由」から辞任し、後任にはダス元財務次官が政府によって任命された¹⁰⁵。

¹⁰³ 稲垣博史「インドの不良債権問題～問題の根治にはまだ時間がかかる見通し～」みずほインサイト（2018年3月13日）
<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/as180313.pdf>

¹⁰⁴ 幸田円「インドの不良債権問題」財務総合政策研究所インドワークショップ講演資料（2018年3月22日）
https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/indiaws/indiaws2017_02_01.pdf

¹⁰⁵ その後、2019年1月31日、インド準備銀行は早期是正措置を発動する要件を緩和し、3つの銀行を同措置の対象から外した。

以上のように不良債権の処理が進められ、同比率はピークを越えたようにみえるが、依然としてその水準は高く、根治にはなお年単位の時間を要するといわれている。

(6) ノンバンク問題¹⁰⁶

不良債権を抱える銀行の貸し出しが伸び悩む一方で、その穴を埋めるべく貸し出しを伸ばしてきたのがノンバンクだったが、そのノンバンクも経営不安に直面している。2018年8月、ノンバンク（NBFC）大手でインフラ関連融資を得意とする **Infrastructure Leasing and Financial Services（IL&FS）** が、コマーシャルペーパーでデフォルトを引き起こした。それ以降、業界全体に対する信用が低下したことから、ノンバンクは資金調達で困難に直面して貸し出しを絞り込んだ。とりわけ、オートローン縮小が自動車販売に大打撃になったと報じられている。

信用調査機関の **CRIF** ハイマークによると、NBFC の融資残高の推移は、2018年6月に 2.57 兆ルピー、9月に 2.76 兆ルピー、12月に 2.20 兆ルピー、2019年3月に 2.49 兆ルピー、6月に 1.79 兆ルピーとなっている¹⁰⁷。すなわち、2018年10～12月期と 2019年4～6月期に落ち込んでおり、とりわけ後者の落ち込みが大きい。

ノンバンクの信用問題は業界全体に広がっており、かねてから経営不安が指摘されてきた住宅金融会社のデワン・ハウジング・ファイナンス（DHFL）も、コマーシャルペーパーのデフォルトを引き起こしている¹⁰⁸。

債務不履行を起こした **IL&FS** と **DHFL** という個社に経営の問題があったことは間違いないが、ノンバンク業界が全体として経営を悪化させていることは統計上は確認できない。一部の個社の経営問題が業界全体に対する信用の低下を招き、業界として資金調達に支障をきたしているともみべきだろう。

このため、**RBI** は、一部のノンバンクの経営をモニターしつつ、業界全体への資金供給を促す措置を実施している。

2. 最近の金融動向（フィンテック、キャッシュレス化、モバイル決済）

109

インドでは、政府が主導する国家プロジェクトとして、官民のデータ利活用基盤 **IndiaStack** を整備している¹⁰⁹。**IndiaStack** をデジタルインフラと位置づけ、行政サー

¹⁰⁶ 稲垣博史「インド経済、減速から持ち直しへ～ノンバンク問題には注意が必要～」みずほインサイト（2019年9月24日）

<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/as190924.pdf>

¹⁰⁷ *Economist Times* “NBFC credit falls to Rs 1.79 lakh crore at the end of June versus Rs 2.49 lakh crore of March”（2019年9月4日）

<https://economictimes.indiatimes.com/industry/banking/finance/banking/nbfc-credit-falls-to-rs-1-79-lakh-crore-at-the-end-of-june-versus-rs-2-49-lakh-crore-of-march/articleshow/70983243.cms?from=mdr>

¹⁰⁸ *The Hindu Business Line* “DHFL defaults on ₹225-crore unsecured commercial papers”（2019年6月25日）

<https://www.thehindubusinessline.com/money-and-banking/dhfl-defaults-on-225-crore-unsecured-commercial-papers/article28137196.ece>

¹⁰⁹ 本節の記述に際し、インド政府のシンクタンク **NITI Aayog** の “Digital Payments – Trends, Issues and Opportunities-”（2018年7月）を参考にした。

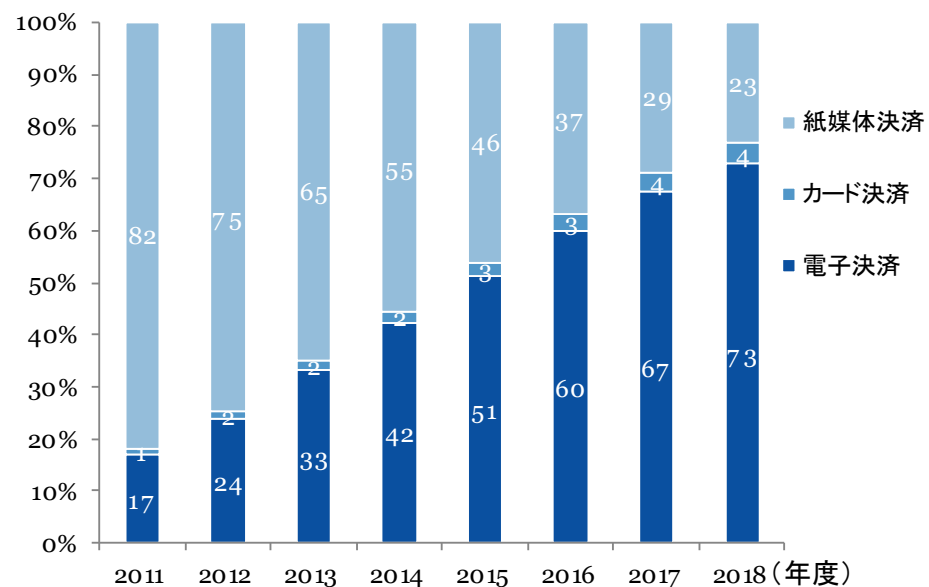
http://niti.gov.in/writereaddata/files/document_publication/DigitalPaymentBook.pdf

¹¹⁰ 黒川祥悟「インドに見るデータ利活用の未来像」みずほ情報総研レポート vol.15（2018年）https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/report/2018/pdf/mhir15_india.pdf

ビスの改善や、企業のイノベーション促進、フィンテックの推進に成果を上げている。たとえば、行政面では生体認証データを活用したインド版マイナンバー制度のAadhar（アーダール）があり、Aadhar は金融機関の顧客認証（Know Your Customer, KYC）を電子的に行う eKYC にも利用されている。また、以下に述べるように、政府が設立したインド決済公社（National Payment Corporation of India、NPCI）がイニシアチブを取って金融のデジタル化プラットフォームを整備し、それに金融機関が参加する形でフィンテックを活用したサービスが普及を始めている。

インドの小売決済システムは、デジタル化の点で近年に着実な変化を遂げている。現金や小切手等の紙媒体による決済は、2011 年度にリテール決済のうち 82% のシェアを占めたが、2018 年度は 23% に低下している。その一方で、電子決済のシェアは 17% から 73% に急増している（図表 20）。

図表 20 リテール決済の比率



（注）リテール決済：決済は、金融市場取引に関わるものと、それ以外に分類され、うち後者に該当。
（資料）NITI Aayog ” Digital Payments - Trends, Issues and Opportunities- ”、p38 をもとに作成
http://niti.gov.in/writereaddata/files/document_publication/DigitalPaymentBook.pdf

リテール決済が変化している背景には、情報・通信技術の革新や、政府・金融当局による環境整備がある。

情報・通信技術の革新につれて、携帯電話やインターネット上で用いられるプリペイド決済が普及し、ノンバンクも参入してプリペイド決済手段を発行するようになった。

デジタル決済の環境整備については、2008 年にインド決済公社（National Payment Corporation of India、NPCI）が設立されたことが転機となった。NPCI は、2010 年に即時決済サービス（Immediate Payment Service、IMPS）を開発し、24 時間 365 日の即時送金を携帯電話で行えるようにした。2012 年には、国家統一 USSD（Unstructured Supplementary Service Data）プラットフォームを開発し、携帯電話のテキストメッセージを利用して簡易に送金をできるようにした。

そして 2016 年 8 月、NPCI はスマートフォンを利用して銀行口座間の即時送金を行う統一決済インターフェース（Unified Payment Interface、UPI）を開発した。UPI

の特徴の第一は、オープンなインターフェースであるため、参加銀行は独自にスマートフォン用の UPI アプリケーションを開発して利用者にサービスを提供できる。第二に、プリペイドマネーの場合は異なるシステムの間で資金のやりとりはできないのに対し、オープンインターフェースの UPI では異なる金融機関の口座間で送金できる。第三に、国が開発したプラットフォームであるため、取引に係る手数料は限りなくゼロに近く、少額の取引にも対応できる。

以上の経緯を背景として、リテール決済における電子決済は総じて拡大しているなかで、2016 年 8 月にスタートした UPI は特に急成長している（図表 21）。2016 年 11 月にはモディ政権によって高額紙幣が廃止されたことは、ほぼ同時期に立ち上げられた UPI の利用を促進した。高額紙幣廃止は、脱税や偽札対策で行われたものであるが、一時的に不正資金を炙り出すだけでなく、金融取引のデジタル化を促して恒常的に不正を防止する狙いがあった。

図表 21 リテール決済の金額と内訳

（単位：上段は 10 億ルピー、下段は前年比、％）

	2015 年度	2016 年度	2017 年度
紙媒体決済	81,861 (▲4.2)	80,958 (▲1.1)	81,893 (+1.2)
電子決済	91,408 (+39.8)	132,324 (+44.8)	193,112 (+45.9)
電子モード決済	2,711 (▲27.9)	183 (▲93.2)	125 (▲32.0)
国家電子資金口座振替	83,273 (+39.2)	120,040 (+44.2)	172,229 (+43.5)
IMPS	1,622 (+178.7)	4,116 (+153.8)	8,925 (+116.8)
UPI	- (-)	69 (-)	1,098 (+1,481.0)
国家自動手形交換所	3,802 (+211.4)	7,916 (+108.2)	10,736 (+35.6)
カード決済	4,483 (+34.9)	7,421 (+65.5)	10,607 (+42.9)
クレジットカード	2,407 (+26.8)	3,284 (+36.4)	4,590 (+39.8)
デビットカード	1,589 (+31.0)	3,299 (+107.6)	4,601 (+39.5)
プリペイド方式	488 (+130.2)	838 (+71.7)	1,416 (+69.0)

（注）リテール決済：決済は、金融市場取引に関わるものと、それ以外に分類され、うち後者に該当。

電子モード決済：金融機関によって行われる大口決済。

国家電子資金口座振替：個別口座間で行われる振替。

IMPS：即時決済サービス（Immediate Payment Service、詳細は本文参照）。

UPI：統一決済インターフェース（Unified Payment Interface、詳細は本文参照）。

国家自動手形交換所：銀行間のクレジット/デビットカード取引処理。

（資料）NITI Aayog ” Digital Payments - Trends, Issues and Opportunities-”、p38 をもとに作成

http://niti.gov.in/writereaddata/files/document_publication/DigitalPaymentBook.pdf

今後も、インドのデジタル決済は順調に拡大すると予想されている¹¹¹。その拡大に貢献すると期待されているのが、世界的なハイテク企業の参入である。グーグルは、

¹¹¹ NITI Aayog（2018 年 7 月）、p34

2018 年からインド市場向けに UPI のプラットフォームを活用した決済システム「Tez」の運用を開始し、その後「google pay」と改称してデジタル決済の主要プレーヤーとなっている。また、プリペイド方式で成功を収めていた地場スタートアップ企業の PayTM や、米ウォルマート傘下の地場電子商取引企業フリップカートの PhohePe も、UPI 対応のスマートフォンアプリで電子決済市場を席巻している。

3. 郵便貯金の今後の動向

(1) 新たな個人金融サービスの提供の動向

近年、郵便貯金銀行（POSB）では基幹 IT システムに主眼を置いた事業改革プロジェクトを展開している。このプロジェクトは①郵便貯金銀行の顧客数を増やすこと、②顧客により近い多様なサービスチャネルを提供すること③送金を高速化し、より多くの顧客にアウトリーチすること④インド政府の金融包摂政策のためのワンストップ・ソリューションを提供することの 4 点を目的として進められている¹¹²。

具体的な施策として、コア・バンキング・ソリューション（Core Banking Solution, CBS）と呼ばれる集中型システムの導入と、CBS による文書や顧客情報の一元管理、取引の電子化や 24 時間化、全国電子送金（National Electronic Fund Transfer）を用いた送金や即時グロス決済（Real Time Gross Settlement）による決済の高速化等が盛り込まれている¹¹³。現在、正規職員の勤める「Departmental Post Offices」は全てコンピュータに接続され、経済的に後発の北東部を含む 17,000 以上の郵便局が CBS のネットワークに接続されている（2015 年 3 月末）。2015 年 5 月 15 日には、データセンター業務継続のための「災害復旧センター」（Disaster Recovery Center）が稼働を開始した¹¹⁴。

(2) 郵便総局による「All-Women-Bank」の設立構想

財務省（Ministry of Finance, MoF）は 2013-/14 年度予算において、郵便総局（Department of Posts, DoP）に対し古くなった郵便局を利用して「女性による女性のための銀行」を設立するため予算を配分した。この銀行は「All-Women-Bank」と呼ばれ、女性による銀行の設立、女性が経営するビジネスや、前述の共助グループ（Self-help group, SHG）にも融資することが予定されていた。

しかし「All-Women-Bank」構想には大きな進展が見られず、2013 年 8 月にインドで初となる全従業員が女性の銀行「Bharatiya Mahila Bank」がデリーに設立された（免許の交付と営業開始は同年 9 月）が、同行は 2017 年にインドステイト銀行に吸収合併された。

(3) 郵便総局による支払銀行設立

112 インディア・ポスト “Core Banking Solution（CBS） IT Modernisation Project”
http://www.indiapost.gov.in/it_modernisation_cm/Core%20Banking%20Solution_FAQs.pdf

113 インディア・ポスト “Annual Report 2014-15”及び同 “e-Post Office Saving Bank”

114 インディア・ポスト “Annual Report 2015-16”

2017年1月末、郵便総局（Department of Post, DoP）は新しい銀行業態である支払銀行の「インディア・ポスト支払銀行」（India Post Payment Bank, IPPB）の営業を開始した。インドでは地方部人口の60%以上が銀行サービスを利用できない

（unbanked）又は銀行サービスへのアクセスが不十分（underbanked）であり、金融包摂の観点からは、容易にアクセス可能な送金決済手段や貯蓄手段が不可欠であると政策的に認識されてきた。DoPを含む金融機関は都市部で支払決済等の金融サービスを廉価で提供することに成功してきたが、一方でそうした金融機関は銀行免許を持たないため、顧客はサービスを受けるにあたって制限を受け、また困難に直面してきた¹¹⁵。

そこでDoPは、2012年に新銀行設立の許可を求めて、インド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）に対して銀行免許申請を行った。銀行免許が付与されれば業務拡大が可能となる見通しであったが、2014年4月2日、RBIは申請があった25企業・公的機関のうち2社にのみ予備免許を与え、DoPの申請については、別途インド政府と協議した上で決定することが望ましいとして、この時点では予備免許の取得には至らず、DoPは2014年の支払銀行設立ガイドライン発表を待って、改めて申請を行った。

2014年に成立したモディ政権は、郵便総局に対して2015年9月に支払銀行の予備免許を交付した。2014年11月、アルン・ジャイトリー（Arun Jaitley）財務大臣は2016年度予算演説で、DoPの申請による支払銀行の新設の意向を公表し、DoPによる支払銀行はモディ政権の「Pradhan Mantri Jan-Dhan Yojana」（PMJDY）政策にも裨益するという考えを示した。

新銀行設立にあたり、DoPは100%子会社を設立し、公開会社（public limited company）の形態を取る。また、世界銀行や国内外の大手商業銀行が地方に強力なネットワークを持つDoPと連携の意向を示しており、既にIPPBの支店（後述）に対し、総資産額で国内第5位のパンジャブ・ナショナル銀行（Punjab National Bank）が業務支援を申し出た¹¹⁶。

2016年2月19日、インド財務省傘下の公共投資委員会（Public Investment Board, PIB）が郵便総局による支払銀行設立に係る80億ルピー規模の投資を承認し、更に2017年1月20日にRBIから銀行免許を取得した。

2017年1月30日、IPPBは北部チャッティスガル（Chhattisgarh）州都のラーイプル（Raipur）とジャルカンド（Jharkhand）州都のラーンチー（Ranchi）の2つのパイロット支店で先行的に業務を開始した。IPPBは現在、3種類の預金口座の販売、国内送金、口座間送金による補助金等の受払、現金の引出・預入等日常的な金融サービス（同行では「Doorstep Banking」と呼称）の4種類のサービスを提供している。今後IPPBでは、1,000カ所のインディア・ポストのATMをIPPB向けに転換し、2018年中を目処に、国内の郵便局の地域本部において、650カ所の支店を構える予

115 IPPB “Frequently Asked Questions”
<http://utilities.cept.gov.in/dop/pdfbind.ashx?id=2121>

116 livemint “PNB to help India Post Payments Bank set up pilot branches”（2017年2月4日）
<http://www.livemint.com/Industry/l6ZZfNNpCkxqz5BaNxRMvK/PNB-to-help-India-Post-Payments-Bank-set-up-pilot-branches.html>

定を発表した¹¹⁷118i。また既存の郵便局は全局 IPPB のサービス窓口として機能するようになる。

2018 年 9 月 1 日、IPPB は正式に業務を開始した。650 の支店と、予定を上回る 3,250 の ATM での開業となった。

想定顧客は銀行サービスを利用できなかった又はアクセスが不十分であった層を中心に、中小・零細企業、高齢者、学生、移民、低所得者層、特別なサービスを必要とする組織化されていないセクターやその他のグループ（unorganized sector and other groups with special service requirements）とされている¹¹⁹。

既存の郵便貯金銀行（Post Office Savings Bank, POSB）サービスも継続して提供されるが、POSB の顧客は IPPB にも口座を開設することが奨励されており、他方で IPPB の顧客も必要に応じて POSB に資金を移動可能とされている等、両行の接続性は保証されている¹²⁰。

2019 年 7 月、DoP は IPPB を支払銀行から小型銀行（Small Fiance Bank）に転換し、顧客に対して少額融資を提供する方針を決定した¹²¹。この背景には、支払銀行は貸付業務を認められておらず、同業態のビジネスモデルの遂行は難しいことが挙げられる¹²²。

2019 年 12 月、インド準備銀行（RBI）が支払銀行から小型銀行への業態転換を認めるガイドラインを発表しており（本章 1（3）①参照）、IPPB は同ガイドラインに従って業態転換を図ることが予想される。

117 All 650 branches of India Post Payments Bank to be launched by April 2018（2018 年 1 月 4 日）

<http://www.sify.com/finance/all-650-branches-of-india-post-payments-bank-to-be-launched-by-april-2018-news-bank-sbdtajdjfgcb.html>

118Live Mint “India Post looks to appoint board for payments bank in 1-2 months”（2018 年 2 月 14 日）

<http://www.livemint.com/Industry/opdlVSfTCjBHHpRMKndCtK/India-Post-looks-to-appoint-board-for-payments-bank-in-12-m.html>

119 IPPB ウェブサイト、

THE HINDU “India Post Payments Bank starts pilot services”（2017 年 1 月 30 日）

<http://www.thehindu.com/business/Industry/India-Post-Payments-Bank-starts-pilot-services/article17117583.ece>

120 IPPB “Frequently Asked Questions”

<http://utilities.cept.gov.in/dop/pdfbind.ashx?id=2121>

121 Livemint “India Post Payments Bank to be converted into small finance bank”（2019 年 8 月 1 日）

<https://www.livemint.com/industry/banking/india-post-payments-bank-to-be-converted-into-small-finance-bank-1564642661411.html>

122 Times of India “India Post Payments Bank fights to survive”（2019 年 10 月 23 日）

<https://timesofindia.indiatimes.com/business/india-business/india-post-payments-bank-fights-to-survive/articleshow/71714011.cms>

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- ・ Bloomberg
- ・ CEIC Global Database
- ・ IMF ”World Economic Outlook October 2015”
- ・ 日本国外務省

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- ・ 預金保険信用保証公社 (Deposit Insurance and Credit Guarantee Corporation, DICGC)
- ・ インド銀行協会 (Indian Banks Association, IBA)
- ・ インド所得税局 (India Income Tax Department)
- ・ Lok Sabha (インド議会) ”PARLIAMENTARY BILLS INFORMATION SYSTEM”
- ・ インド財務省 (Ministry of Finance, MoF)
- ・ Pradhan Mantri Jan Dhan Yojana (PMJDY)
- ・ インド準備銀行 (Reserve Bank of India, RBI)

【論文・雑誌・業界紙】

- ・ 絵所秀紀「独立後インドの金融制度の歴史」(1997)
- ・ 川名剛「インド」(金融庁『アジア金融センターの規制緩和に関する法制度研究』(2007) 所収)
- ・ 日本貿易振興機構、アジア経済研究所調査研究報告書「包括的成長へのアプローチ:インドの挑戦」(2009 年 3 月)
- ・ PwC 『インド投資ガイド』
- ・ University of Manchester ”The Andhra Pradesh Microfinance Crisis in India: Manifestation, causal analysis, and regulatory response”(2011 年 10 月)
- ・ Business Standard News
- ・ Deccan Herald
- ・ Economic Times
- ・ The Hindu
- ・ IBNLive
- ・ Wall Street Journal
- ・ Zee News

【郵政公社・郵貯等】

- ・ インディア・ポスト (India Post)

【民間金融機関等 HP】

- ・ Bharatiya Mahila Bank
- ・ バロダ銀行 (Baroda Bank)
- ・ ICICI 銀行 (ICICI Bank)
- ・ インド産業開発銀行 (IDBI Bank Limited)
- ・ 全国農業農村開発銀行 (National Bank for Agriculture and Rural Development, NABARD)
- ・ インドステイト銀行 (State Bank of India, SBI)